

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企 画 調 整 課 まちづくり推進室長	水 野 忠 宗 君
税 務 課 長	木 下 誠 司 君	健 康 福 祉 課 長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上 下 水 道 課 長	町 田 正 博 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 村 桂 君	消 防 主 任	中 山 雅 夫 君
教 育 長	和 田 満 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生 涯 学 習 課 長	衣 斐 修 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	渡 部 善 充
書 記	木 村 貴 江		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、6番 江上聖司君、7番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

私のほうからは、3点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、婚活支援の取り組みについて。2点目でございますが、原動機つき自転車の御当地ナンバープレートの導入について。3番目は、そろばん授業の導入についてでございます。以上、3点をお伺いしたいと思っております。

まず1点目でございますけれども、婚活支援の取り組みについてでございます。

未婚の男女の結婚活動、いわゆる婚活についてでございますけれども、少子化対策の観点からも、自治体としても支援が必要ではないかと考えるところですが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

以前であれば、お見合いを勧めてくださる方がいまして、若い方に見合いの席をセットするということもありましたが、今の若い人は余り好まないというのが現状だと思われま。親の心情としては、適当な年齢時に家庭を持ってほしいと思うのではないのでしょうか。

結婚を考えながらも、出会いの機会がないため遠縁となってしまう、独身のまま高齢になり、これでは少子化に歯どめがかかりません。独身の男女の交流を促進するというのも、行政の努めではないのでしょうか。

幸い垂井町内には企業が多く、独身男性の多い職場、あるいは独身女性の多い職場があります。そういった企業や団体と連携を図りながら交流の場を設け、出会いの機会をつくることはできないのでしょうか。

少子化が全国的にも大きな問題となっている中で、皆で知恵を出し合って真剣に考えることが、本町でも重要ではないのでしょうか。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

続いて2点目でございますけれども、原動機つき自転車の御当地ナンバープレートの導入に

ついてであります。

垂井町の魅力を町内外に発信するとともに、郷土垂井への町民の愛着と誇りの醸成を図るために、軽自動車税の課税対象である原動機つき自転車について、御当地ナンバープレートを導入し、全国から注目されるような垂井町独自のナンバープレートを作成することにより、活性化の一翼を担うべきではなかろうかと考えます。町民の方々からアイデアを募り、作成してみたいかがでしょうか。御見解をお伺いしたいと思います。

続いて3点目でございます。そろばん授業の導入についてでございます。

新学習指導要領の改訂で、そろばんによる数のあらし方について知り、そろばんを用いて簡単な加法及び減法の計算ができるようにするという小学校3年生の算数にあった項目内容に、小学校4年生にも、そろばんを用いて簡単な加法及び減法の計算ができるようにするというところ、既に明記されているところであります。

計算力や集中力アップにつながる珠算、つまりそろばんの授業が拡充されたことは、児童の計算力の向上、また学力全体の向上にもつながる効果が期待されるのではないかと考えます。

また、日本人として伝統や文化に関する教育の充実を促進させる上にも、貴重な経験となるのではないのでしょうか。さらに、日本の伝統文化のよさを体験させ、豊かな人間性の育成にもつながるのではないのでしょうか。地域の学校支援ボランティアの方々と連携を図り、そろばんによる学校と地域の交流の活性化を目指すこともできると思います。

そこで、提案でございますけれども、教育委員会として現在の土曜日授業の1コマとして、3年生及び4年生の児童を対象に、そろばん授業を取り入れてみてはいかがでしょうか。地域の学校支援ボランティアの方々と積極的にかかわることにより、そろばんが苦手な先生をも支援することができ、授業を活性化させることもできます。地域と学校のつながりがさらに深まることになると考えます。

私自身も小学校のときに、友達と一緒にそろばん塾に通っていました。もちろん、その当時は電卓も何もない時代でしたので、そろばんは数の計算には必須のような気がいたしております。時代も変わり、今はそろばんを使う機会がほとんどなくなってきており、そろばんを知らない子供たちも大勢いると思います。その点につきまして、教育長のほうから御見解をお伺いしたいと思います。

以上、3点について質問します。よろしくお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） おはようございます。

企画調整課長の栗本君が、大事には至っておりませんが病気療養中でございますので、かわって今回の一般質問につきましては、一部私のほうで答弁させていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、乾議員からの御質問の、私のほうからは婚活支援の取り組みについてを答弁させ

ていただきたいと存じます。

昨年、策定いたしました垂井町の人口ビジョンにおきましても、平成72年における15歳未満の年少人口が約2,000人と、現在の半分となることが予想されているところでございます。その少子化の要因といたしましては、やはり非婚化も原因の一つと考えられるところでございます。

そういった社会状況から、県におきましても晩婚化、非婚化傾向の改善に向け、県内の企業や団体、市町村などと協力・連携して、出会いの場を提供するため、ぎふ婚活サポートプロジェクトを実施されているところでございます。

その中でも、独身従業員に出会いの場のイベントに関する情報を提供するため、企業や団体にサイトへの登録を促すとともに、イベントをみずから企画運営する企業や団体にも登録を促し、マッチングを図っているところでございます。その出会いの場の提供団体には、岩手地区まちづくり協議会、そのほか企業等も登録されております。昨年3月から継続した事業として、婚活イベントを試行錯誤されながらも実施されており、本年も10月に婚活イベントが予定されているところでございます。

このほか、不破郡の勤労者福祉協議会や垂井町福祉協議会も、今までのノウハウを生かしながら、男女の交流を目的とした事業により婚活支援に取り組んでおられているところでございますが、しかしながら、婚活という名称自体が前面に出てしまいまして、逆に参加しづらい状況になっているのではなかろうかなというようなことも予想されるところでございます。

今後は、各事業におきまして、目的は婚活としながらも、事業の名称あるいは内容等の工夫が必要であると思われるところでございます。

昨年度策定いたしました垂井町まち・ひと・しごと総合戦略に非婚・晩婚化の対策として位置づけられておりますように、今後も町といたしましては、地区まちづくり協議会を初め、勤労者福祉協議会あるいは社会福祉協議会、その他多種多様な民間団体に対し、婚活事業への企画立案への助言、それから情報提供等の活動をしていく形で、行政の婚活支援に取り組んでまいりたいと存じますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 税務課長 木下誠司君。

〔税務課長 木下誠司君登壇〕

○税務課長（木下誠司君） 私からは、2つ目の御質問、原動機つき自転車の御当地ナンバープレートの導入についてお答えさせていただきます。

原動機つき自転車のナンバープレートは、軽自動車税の課税標識として車体ごとに無料で交付するものであります。このナンバープレートの規格は、国からの通達で縦横の寸法及び地の色は定められているものの、この条件をクリアしますと安全性や視認性を確保したものであれば、形状や図柄は市町村の裁量で自由にデザインすることができます。

このことから、ユニークなデザインの御当地ナンバープレートが全国の自治体で導入されて

きており、ある調査によりますと、ことしの4月15日現在、全国で409市町村、県内では13市町村が導入している模様であります。導入している市町村を見てみますと、人口5,000人の村から神戸市といった政令指定都市まで、あらゆる規模や個性の市町村で実施されており、いかに地域の個性と魅力をナンバープレートに表現するか、地域のアイデア勝負の様相を呈しております。

一方、導入に係る経費についてであります。本町の場合、1枚当たりの製作費は約140円ありますが、新たなデザインのナンバープレートを作成しますと、近隣導入市町の例では、1枚当たり約500円から高いところで約2,200円程度となっております。また、本町におきます平成27年度の新車の新規登録台数は50ccで50台でありましたが、原動機つき自転車は、基本的には広域の移動には利用されないものと考えられ、広告塔としての対外的効果が得られるか疑問とされるところであります。

このような御当地ナンバープレートについて、町民の方から公募し、作成してはどうかという御提言であります。さまざまなデザインのナンバープレートがある中、垂井町がいかに注目度の高いものをつくることができるかが大きな課題となっております。また、町への愛着が深まることを目的にする以上、我が町垂井と誰もが共感できるデザインやモチーフであることが、非常に重要であると思えます。

このようなさまざまな課題があると思えますが、御当地ナンバープレートが、町民の皆様の郷土、垂井町への愛着と誇りを醸成し、知名度の向上を図る手段の一つとして有効であるかどうか、費用に対する効果なども含めまして、今後とも総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 乾議員の第3点目のそろばん授業の導入につきましてお答えをさせていただきます。

そろばんは、我が国で古くから用いられ、数をあらわしたり計算したりするなどのために、便利な道具でございます。数をあらわすための位を自分で定め、玉を操作することによって、整数や小数をあらわすこともできます。小学校において、数と計算の意味を理解したり、自分の考えをあらわしたりするためには、具体物やそろばんなどを教具として利用することが効果的だと考えております。こうしたことから、現行の学習指導要領では、小学校3年生と4年生の数と計算の領域で取り扱うこととなっております。このことを踏まえまして、町内の各小学校では、計画的に算数の時間にそろばんの授業を行っているところでございます。

議員から土曜日授業の1こまをそろばん授業にと御提案をいただきました。本年度から本格的に実施しております土曜日授業におきましては、補充の学習や練習問題に取り組み、学習内容の習熟を高めること、ふるさと学習を行うことを目的としております。したがって、そろばんの指導にたけた地域の方のお力をおかりしながら、そろばんの授業を行うことも土曜日

授業の工夫の一つであると考えております。

現在、垂井町教育委員会では、学校の要請に応じて地域のボランティアの方々に支援をいただき学校支援地域本部事業を行っております。今後は、ボランティアの募集要項の中にそろばんの指導も加え、積極的な登録をお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

2番目の原動機つき自転車のナンバープレートのことについてでございますけれども、新しく出てくるものは数が少ないということでしたけれども、既存にあるナンバープレートも含めて、無料で交換できるわけですから、それらも含めてやっていると千二、三百ぐらいになると思うんですけれども、どうかそれぐらいの数がありますので、検討と言わず前向きに協議をしていただいて、実施していただければというふうに思いますが、その辺よろしいでしょうか。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 乾議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

御当地ナンバープレートに関してでございます。確かに観点は、いかに町に愛着を持ってもらうかと、そこをどう醸成していくかということにつながっていくのかというふうに思います。確かに既存のものが1,000近くあるわけで、そういった方にも交換を希望すればできるというような状況にはなるわけでありまして、やはり先ほど担当課が申しましたように、こういったデザインにするか、あるいはどう皆さんにかかわってもらうか、そういったところから始めていかないと、単に「つくりました、つけてください」では、やはり町に対する愛着の増加にはつながっていかないと。そういったことを踏まえて、全てやはりトータルで考えていきたいというふうに思います。

アイデアとして、他市町も取り組んでおるところでございますので、垂井町のナンバープレートおもしろいということになれば、また一つ情報発信にはなるのかというふうに思いますけれども、つくっていく過程も大事にしたいと思っておりますので、今しばらくしっかりと検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（丹羽豊次君） 1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を開始いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の一般質問は2点です。

1点目は、ジェネリック医薬品の利用促進と健康寿命の向上について。2点目は、東京オリ

ンピックに向けた人材の育成についてお伺いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、1点目のジェネリック医薬品の利用促進と健康寿命の向上についてお伺いいたします。

平成27年度の垂井町の町民1人当たりの医療費は、年間37万7,361円と高い水準にあります。これは私のように1年以上病院に行かない、健康診断以外では行かない人間も含めて、町民全ての方がこれだけの金額がかかっているということですのでございます。また、平成23年度に32万986円、平成24年度には33万3,393円、平成25年度は33万8,138円、平成26年度は34万8,015円と年々増加を続けています。わずか5年で、年間1人当たり5万6,375円も増加しており、個人的にも、自治体としても、財政的な負担が大きくなっています。

国民健康保険制度は、安心した医療環境を提供できる一方で、医療費に対するコスト感覚を持ちにくくなります。本来なら数百万円かかる手術をしても、高額療養費制度によって、一定額以上の負担が全て免除されます。手術を受けた本人は少ない負担で済みますが、手術にかかった費用は消えるわけではなく、残りの費用はほかの納付者や税金から賄われており、国や自治体には大変な負担がかかっています。自分の病気の治療には、本当はどれだけの費用がかかっているのかを知る機会がない限り、自分からコスト感覚を持つことはまずありません。コスト意識がないまま、医療費が増大した結果として、健康保険制度は危機を迎えており、垂井町としては、町民1人当たりの多大な医療費負担につながっているのです。この財政負担を軽減するためにも、一人一人の医療費に対する意識改革が必要だと考えています。

日本は世界トップクラスの長寿国ですが、寿命に対する考え方も変化しており、平均寿命と健康寿命（日常生活に制限のない期間）に分類されるようになりました。この平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある不健康な期間を意味し、垂井町が発行している第2次健康日本21たるいによると、垂井町民の健康寿命と平均寿命の差は男性で14.1歳、女性で20歳に及びます。

これだけの長期間、不健康な状態でいることが御本人にとって幸せなのでしょうか。また、自治体も医療費や介護給付費が増大することは明らかで、この乖離を減らすことは急務です。疾病予防と健康増進、介護予防などによって、平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できます。医療費を抑制し、健康寿命を延ばすことは、自治体にとっても治療を受ける御本人にとってもいいことだらけのいわゆるウイン・ウインの状態だと言えます。だとすれば、自治体は医療費の抑制と健康寿命の向上に対して、積極的に取り組んでいくべきだと考えています。

垂井町の医療費の傾向を見てみると、入院外のいわゆる外来の1日当たりの医療費が県平均よりも1,125円も高く、この入院外の医療費を抑えることが、医療費抑制の一つのポイントになると思います。

そこで私は、医療費抑制の一つの手法として、ジェネリック医薬品の利用促進を提案したいと思ひます。医療機関で診察を受けたときに、お医者さんから処方される医療用医薬品は、先発医薬品と後発医薬品とに分かれていて、後発医薬品はジェネリック医薬品という名称で周知

されています。

先発医薬品、つまり新薬は、特許期間等があり、特許を取得した医薬品メーカーが独占して、製造・販売する権利を持ちます。しかし、その特許期間等が終わると、厚生労働大臣の承認を得て、ほかの医薬品メーカーでも製造・販売することができるようになります。先発医薬品の特許等の期間満了後に販売される医薬品がジェネリック医薬品です。

先発医薬品の開発には、9年から17年程度の長い期間と数百億円もの投資が必要と言われておりますが、ジェネリック医薬品の開発には、期間が新薬ほどかからず、費用も少なく済むため薬の価格も安くなっており、近年は医薬品メーカーも数多くのジェネリック医薬品を製造するようになりました。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造・販売が承認された医薬品であり、先発医薬品に比べて薬価が安いにもかかわらず、品質、安全性及び有効性は先発医薬品と変わりませんので、高価な先発医薬品と代替可能な医薬品と位置づけることができます。

ジェネリック医薬品は、薬を使用する方々の薬代の節約はもちろん、自治体の医療費削減にも直結します。こうしたことから、厚生労働省は中央社会保険医療協議会において、ジェネリック医薬品の数量シェアを2017年に70%以上、2018年から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引き上げることを目標としています。ジェネリック医薬品のシェアが、現在の55%から80%になると、約1兆3,000億円の医療費削減効果が見込まれています。このような状況下においては、垂井町においてもジェネリック医薬品の利用向上のために、積極的な政策を推進すべきだと考えます。

ジェネリック医薬品の利用促進については、先進的に取り組みを行っている自治体もあります。例えば山形県山形市では、前年度の医薬品にかかった医療費を算出し、これをジェネリック医薬品に置きかえた場合、どれだけ医療費が削減できるかを市内約9,100人の国民健康保険加入者に通知しました。加入者は、自分の医療費をベースにどれだけ節減効果があるのかを知ることができるので、意識改善に大いに役に立ちます。これにより、山形市では、年間5,000万円の医療費削減に成功しました。この政策は、冒頭に述べた医療に関するコスト意識を持つ第一歩として非常に有効です。

また、ジェネリック希望カードを発行するという方法をとることもできます。これを住民に配付し、医薬品の処方の際に提示します。そうすることで、医師にジェネリック医薬品を使用した処方を希望することを伝えます。医療機関は、ジェネリックカードの提示を受けた場合には、住民の希望どおりにジェネリック医薬品を使用した処方を行います。こうした意思表示を行うことで、積極的にジェネリック医薬品を使用する環境をつくっていく方法もあります。この方法は、神奈川県や福島県郡山市、宮城県気仙沼市、千葉県船橋市、新潟県新潟市など、多数の自治体で取り入れられています。コスト意識の認識と積極的なジェネリック医薬品の利用により、医療費の削減は可能です。

これらを踏まえて、ジェネリック医薬品の利用促進について2点お伺いいたします。

1点目は、医療費が県内の他市町と比較して高い理由と、医療費抑制のための対策はあるか。2点目は、ジェネリック医薬品の積極的な利用促進や、ジェネリック希望カードの発行についてどのように考えているか。以上、2点をお伺いしたいと思います。

2点目に、健康寿命の向上についてお伺いしたいと思います。

ジェネリック医薬品の使用によって、医療費を削減することも必要ですが、同時に健康寿命を向上させることで、住民の皆様が健康で幸せな生活を送れるようにすることも自治体としては必要です。

健康寿命の向上については、既に国も取り組んでおり、「健康日本21」と題して国民の健康の増進を推進するに当たっての基本的な方針を策定しています。健康日本21は、現在2期目を迎えており、平成25年からスタートした第2次健康日本21では、1つ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、2つ、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、3つ、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、4つ、健康を支え、守るための社会環境の整備、5つ、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善という5項目が掲げられています。中でも、健康寿命の向上は、第2次健康日本21の中心課題と捉えられており、いかに健康寿命と平均寿命の乖離を減らしていくかが課題となっています。そして、健康寿命の向上のためには、生活習慣の改善、特に食生活と運動習慣の改善が最も重要な課題です。

垂井町も、本年度より第2次健康日本21たるい計画を策定していますが、現状では生活習慣病の治療において、高血圧の治療費が年間で7億3,000万円で県内3位、糖尿病の治療費が5億3,000万円と県内で4位の高さであり、非常に悪い数字と言えます。一方で、高血圧や糖尿病のリスクを早期に発見するための健康診査である特定健康診査の受診率は、全国平均の33.2%、岐阜県平均の35.8%に比べ、25.1%と非常に低い数値となっております。また、受診者のメタボリックシンドロームの割合は、全国平均が16.5%、岐阜県平均が14.7%に対して、17.6%と非常に高い数値を指しております。特に男性は26.9%がメタボリックシンドロームと診断されており、重大な疾病のリスクが高い町であると断言せざるを得ません。

また、運動面においても、垂井町の意識の低さは顕著で、運動習慣者の割合は低く、1日30分以上の運動を週に2回を1年以上継続している人の割合は、全国平均で33.8%、岐阜県平均で31.9%に対して28.3%、1日の平均歩数は、男性の全国平均が7,099歩に対して、垂井町は4,965歩と2割近くも少ない状況です。

これらの事実を整理していくと、垂井町の現状は次のとおりとなります。

- 1つ、食事・運動など健康増進に対する意識が低い。
- 2つ、特定健康診査を受診していないので、生活習慣病の早期発見がおくれる。
- 3つ、症状が進行してから病院で治療する。
- 4つ、多額な医療費負担を自治体や本人が強いられる。

5つ、健康寿命と平均寿命に大きな差が生じ、長期にわたって不自由な生活が強いられる。

この悪循環は、今に始まったことではありません。平成23年から平成27年度に施行された前回の健康日本21たるいを見てみると、平成21年当時の垂井町の特定健康診査の受診率は27.1%で、第1次の計画を終えた平成26年の受診率が25%と低くなっています。平成21年の岐阜県の平均が35.3%、平成26年の岐阜県平均が35.8%で向上していることや、BMIも最も肥満の割合が多い世代が平成20年度は40代の男性で33.3%、平成26年は50代が35.1%と年を重ねるだけで、数値が改善されていません。

これらの事実を踏まえて、第2次健康日本21たるい計画において、各種の数値目標を達成するための手法について、次の質問を行いたいと思います。

1つ、これまで特定健康診査の受診率が低かった理由と、平成29年度までに達成すると目標に掲げた特定健康診査率60%を達成するための施策は何か。

2つ、垂井町に高血圧者が多い現状についてどう考えるか。また、今後高血圧者を減らすための施策はあるのか。

3つ、メタボリックシンドローム該当者の割合を男性で41%から33%まで8%、女性で18%から14%まで4%下げるための施策は何か。

4つ、運動習慣がある人を男性で28.3%から34%に、女性で19.8%から24%まで増加させるための施策は何か。

以上、御回答をよろしくお願いいたします。

大きく分けて2つ目の質問は、東京オリンピックに向けた人材の育成についてお伺いしたいと思います。

ことしの8月にブラジルで開催されたリオ・オリンピックで、日本選手団は過去最多の41個のメダルを獲得しました。この成果に国民は歓喜し、スポーツに対する関心や次回開催される東京オリンピックに対しての期待が高まっています。オリンピックのメダルの獲得には、本人の努力はもちろんのこと、周囲の環境による影響も無視できません。これまでは、選手の活動を所属する企業や団体が支えていましたが、近年では自治体も戦略的にアスリートの発掘や育成を行うようになってきました。

例えば三重県は、平成26年よりトップアスリート育成プロジェクトを立ち上げ、東京オリンピックの選手候補となりそうな有望な若手を育成しています。このプロジェクトには、寄附金や地元企業からの協賛を募り、地域を挙げての人材育成を行っています。また、岐阜県もジュニアグロウアップ作戦というジュニア選手の強化事業を行っており、競技人口の少ないスポーツの普及等も行っています。

このように、これまでは都道府県単位で行われていたアスリート育成も、最近は市町村単位で行われるようになってきました。例えば鹿児島県鹿屋市では、鹿屋市アスリート育成プランを掲げて、県大会出場レベルの選手を数多く輩出するために、学校や地域のスポーツクラブと連携して、子供たちの身体能力の向上や設備の整備を行っています。熊本県八代市では、八代

市トップアスリート育成事業として、市が強化指定選手を擁してオリンピックなどの国際大会に出場するような選手の輩出を目指しています。横浜市では、小学校や市で行われるスポーツイベント等に、オリンピック・パラリンピック経験者を招聘して競技講習や講演を行い、市民が身近にオリンピック・パラリンピック出場経験者と触れ合う機会をつくり、夢や希望や感動を与え、オリンピック・パラリンピック機運の向上とより一層のスポーツ振興を図っています。

垂井町はスポーツの町宣言を行っていますが、今後の取り組みによってはプロスポーツ選手やオリンピック選手が輩出される可能性は大いにあります。例えば次回の東京オリンピックで正式種目となるスケートボードやボルダリングでは、プロに近い、全国大会に出場するような選手が町内に在住しています。彼らは、環境や設備が不十分な中で懸命に練習し、設備や環境が整った選手たちとの勝負を繰り広げています。彼らがより高みを目指すことができる環境整備もまた必要なのではないでしょうか。

アスリートは、モデルケースとしてわかりやすく、子供から大人まで親しみを持つことができます。特に子供たちへの教育の観点からも、目標を持って挑戦し成功をおさめた人が町内から輩出されることは、目標を設定する意義や最後まで諦めないことを伝えるためにも、わかりやすい事例となります。このように、地域でアスリートを育成することは、地域住民の皆様に夢と希望を届け、地域の一体感や郷土愛を醸成することにもつながります。また、運動について考えるよいきっかけとなり、健康増進の意識醸成にもつながります。

ここで一つの事例を紹介します。垂井町では、10年ほど前から相川の河川敷において、若者たちがスケートボードを行っています。古くは30年ほど前から、町内ではスケートボードを行う若者が散見され、垂井駅前や文化会館などでスケートボードを行っていたものが条例で禁止されたため、相川河川敷が舗装されたのを機に、相川周辺に集まるようになりました。こうして、スケートボードに対する風当たりが強くなる中で、彼らは自分たちが迫害されないように、自主的に相川の清掃活動を行っています。中には、高校生が家から町指定のごみ袋を持ち出し、親から叱られながらもごみ拾いを続けているのです。誰かから褒められるためにではなく、ただ自分たちの居場所を守るために努力をしているのです。彼らがもし野球やサッカーを選択していたら、ここまでの苦勞を強いられたでしょうか。もっと純粹に、自分がうまくなることだけを考えることができたのではないのでしょうか。選択するスポーツによって環境に大きな差があるのが、残念ながら現状なのです。

相川でスケートボードを行うコミュニティーはこの10年間継続し、現在では小学1年生から40代までが一緒になってスケートボードを楽しんでいます。これは自主的に、かつ多様な世代で構成されている、垂井町でも希少なコミュニティーです。この多様性のあるコミュニティーの中で、若者たちは社会性を身につけており、その中でレベルの高い選手が育っています。そしてことし、スケートボードは2020年の東京オリンピックの正式種目となりました。相川からメダリストを目指すことができるようになったのです。

ここで上げたスケートボードに取り組む若者たちだけではありません。先ほど述べたように、

垂井町にはメダリストを目指すことができるポテンシャルを持った人材がいます。垂井町に住む、全ての東京オリンピックに出場したいという大きな目標を持つ人々が、練習に取り組めるような環境をつくっていくことも、自治体としては検討すべきではないでしょうか。何も施設の充実だけが環境の整備ではありません。高みを目指して挑戦する人を応援する姿勢がまず必要だと考えています。

こうしたことを踏まえて、2点お伺いいたします。

1点目は、垂井町からオリンピックを目指す人材を育成してみてもどうか。2点目は、垂井町はスポーツ振興と健康増進の意味も含めて、運動施設の設備の充実を図ってみてもどうか。

以上、2点をもって私からの一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 太田議員の1つ目のジェネリック医薬品の利用促進と健康寿命の向上について、6点の御質問がございました。住民課所管でございます1点目と2点目についてお答えをさせていただきます。

1点目の医療費が県内の他市町村と比較して高い理由と、医療費抑制のための対策はあるか。2点目のジェネリック医薬品の積極的な利用促進や、ジェネリック希望カードの発行についてどのように考えているのかでございますが、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

議員から説明がございました垂井町国民健康保険被保険者に係る療養諸費、これは療養給付費と療養費の総額でございますが、1人当たりの費用額は平成26年度が34万8,015円で、県内で12位の位置でございます。また、平成27年度は37万7,361円で、前年度と比較して2万9,346円の増となっております。次に、平成26年度の診療費で、入院、入院外、歯科の諸率で見ると県平均と比較した垂井町の特色でございますが、入院と歯科に係る受診率が高く、1件当たりの入院の日数が多く、1日当たりの入院外の費用額が高いといった状況にあり、これにより診療費の1人当たりの費用額が29万64円、県平均と比較して2万5,979円多い金額、県内で6位の高い金額となっております。

垂井町の医療費が高額となっている背景には、町内に11の医療機関と12の歯科医、また広域には複数大手の病院があり、大変恵まれた環境にあることも大きな要因となっております。このことは広域の市町も同様で、関ヶ原町、養老町、神戸町、大垣市が診療費で上位を占めるといった状況となっております。

次に、医療費の増嵩の要因は、被保険者の高齢化、医療の高度化、疾病構造の変化等が大幅な増加につながっていると考えております。具体的には、団塊の世代、昭和22年から24年生まれが66歳以上に達したことから、社会保険から国保への異動などにより、国保被保険者に高齢者の割合がふえたこと、これにより、高額な医療費がかかる疾病がふえてきている状況にあり

ます。

また、新薬によります医療の高度化、例えばC型肝炎の新薬が保険適用されたことが上げられます。平成27年5月にソバルディ錠、1錠が6万1,799円で、1日1錠を12週間の投与で519万1,116円かかります。27年9月にはハーボニー配合錠が1錠8万171円で、これも1日1錠を12週間の投与で673万4,364円かかります。27年12月に保険適用されたオプジーボというがん治療薬では、肺がん患者が点滴で使用すれば、年間3,500万円かかります。こういった治療が高額化しているといった状況も、保険財政の圧迫を危惧するところでございます。

続いて、医療費の抑制のための対策でございますが、医療機関から岐阜県国民健康保険団体連合会を經由して提供されたレセプトデータを活用し、医療費の分析や重複受診者の確認、指導、また年間分の総医療費をお知らせし、コスト意識を持っていただくために、年6回医療費通知を送付しております。また、医療費の分析による取り組みといたしましては、特定健康診査の結果とレセプトデータに基づき、保健師が生活習慣病の発症、特に高血圧症と糖尿病の発症リスクのある方へ生活習慣の見直しを支援するための保健指導を行っております。

また、医療費削減の観点からのジェネリック医薬品利用促進に関する周知・啓発を行っております。このジェネリック医薬品の積極的な利用促進や、ジェネリック希望カードの発行については、平成22年3月の被保険者証の更新時に配付冊子により、切り取って使うカード型のジェネリック希望カードを提供し、26年3月からはシール型を提供しております。

25年度からは、年2回、岐阜県国民健康保険団体連合会の共同処理により、高血圧症、糖尿病等の慢性疾患のある方で先発医薬品を服用している方のうち、ジェネリック医薬品に切りかえた場合自己負担額が軽減とすることが見込まれる方を対象に、ジェネリック医薬品利用差額通知書を送付しております。27年度につきましては、6月と12月に316件を送付し、その後6カ月間での効果でございますが、ジェネリック医薬品への切りかえが167件で52.84%、軽減効果額は25万2,210円ございました。

医療費削減、また保健指導と健康増進、介護予防の充実などによる医療費抑制は、重要な課題でございます。関係部署と連携を図り、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 太田議員の質問のうち、私のほうからは、ジェネリック医薬品の利用促進と健康寿命の向上について、健康福祉課所管に係ります部分についてお答えをさせていただきます。

初めに、3点目のこれまで特定健康診査の受診率が低かった理由と、平成29年度までに達成すると目標に掲げた特定健康診査率60%達成するための施策はについてですが、感染症から生活習慣病への疾病構造の変化、また生活習慣病の死亡割合が全体の約6割を占めるなど、総合的な生活習慣病対策の実施が急務とされ、平成20年度の医療制度改革において、生活習慣病予

防の観点からメタボリックシンドロームの概念を踏まえた医療保険者による健康診査及び保健指導が、特定健康診査及び特定保健指導でございます。

特定健診の実施目的は、1つ目に、生活習慣病発症のハイリスク群をスクリーニングし、ハイリスク群に対して特定保健指導などで生活習慣病の発症を予防すること。2つ目に、生活習慣病の発症者に対しては、適切な受療へ結びつけ重症化を予防すること。また、これらをあわせて医療費の適正化を目指すものとなっています。

当町の特定健康診査の受診率は、議員御指摘のとおり低い水準で推移していることから、平成26年度におきまして、特定健康診査未受診者へのアンケート調査を実施いたしました。調査は2,000名を対象とし、回収数は690名、回収率は34.5%でした。アンケート調査の結果から、未受診の理由として1位が治療中だから、2位が必要なときは病院に行くので、3位が人間ドックを受診しているなどとなっており、これらを合わせますと回答者の合計は58.5%に上ります。

先述の目的をより達成するためには受診率の向上が必要となることから、このアンケート結果を踏まえ、これまで実施していましたが未受診者へのはがきでの受診勧奨に加え、岐阜県国民健康保険団体連合会を介してのオペレーターによる電話勧奨を昨年度から実施したところでございます。それにより、受診率は今現在未確定ではありますが、初めて特定健診を受診した方は平成26年度は211名であったのが、昨年度253名と増加してきております。今年度におきましても、引き続き電話勧奨を継続するとともに、はがきでの勧奨についても未受診者の性別、年齢等を考慮しまして内容をさらに検討し、封書により実施する予定でございます。

今後も、さまざまな機会受診勧奨を継続し、目標である受診率60%に近づけるよう努力してまいります。

次に、4点目の高血圧者が多い現状についての考え及び減らす施策についてと、5点目のメタボリックシンドローム該当者の割合を下げたための施策についてと、6点目の運動習慣がある人を増加させるための施策については関連がありますので、一括して回答をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、高血圧症の平成25年度の垂井町国民健康保険における医療費は県内3位と高く、受療者も被保険者当たり33.1%と県内10位となっています。また、糖尿病に関しても医療費は県内4位、受療者は3位と、こちらも改善していく必要があると考えております。高血圧症や糖尿病の予防が重要とされるのは、これらの疾患等により動脈硬化が進行し、脳血管疾患や心疾患を発症することで、医療費の負担増加や後遺症等による個人の生活の質の低下が懸念されるからでございます。

また、内臓脂肪の蓄積に加えて、血糖値、血圧、血清脂質が一定以上の値を示していることをメタボリックシンドロームといいます。このメタボリックシンドロームは動脈硬化を進行させ、脳血管疾患や心疾患を発症させるリスクを高めます。さらに、内臓脂肪の蓄積は動脈硬化を進行させるだけでなく、血圧や血糖値を上昇させる原因にもなります。

こうした中、アンケート調査の結果からもわかるとおり、当町では運動習慣のある人が少ないため、結果的にメタボリックシンドロームの該当者が多くなり、内臓脂肪が過剰に蓄積し、高血圧者がさらにふえるといった悪循環の状況であると推測されます。そのため、解決方法といたしましては、運動習慣のある人をふやすことでメタボリックシンドローム該当者が減少し、高血圧者も減少するものと考えております。そのためには、生活習慣病予防に対する運動の効果を周知するだけでなく、町民が手軽に運動できる環境づくりが重要となってくることから、現在Let'sたらいさんと協力体制を図るとともに、また運動がしやすい環境の整備や運動習慣獲得のためのイベント・教室の開催など関係各課と連携し、進めていく所存でございます。

最後に、健康は本来個人の問題であり、自分の健康を認識し自覚することが大切です。若い時から健康診査を受診する習慣づけと、家庭における食生活などの適正な生活習慣がこれら生活習慣病に対する施策の原点であると考えております。

以上、健康診査に基づき生活習慣病の予防、早期発見、重症化の抑制といった一連の施策について、今後も積極的に推進してまいります。

以上、太田議員からの御質問についてお答えとさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（丹羽豊次君） 生涯学習課長 衣斐修君。

〔生涯学習課長 衣斐修君登壇〕

○生涯学習課長（衣斐 修君） 太田議員の2番目の質問、東京オリンピックに向けた人材の育成についてお答えをさせていただきます。

垂井町は、御存じのとおり町民1人1スポーツを推進しており、また教育ビジョンでは、生涯にわたり楽しむスポーツライフの実現、競技力の向上を目指す競技スポーツ団体への育成支援を掲げております。

1点目の垂井町からオリンピックを目指す人材を育成してみてもどうかということですが、人材の育成には指導者が大きく関係していると考えております。体育教諭、スポーツ少年団指導者、中学・高校の部活顧問の方々の指導者のスキルアップ、育成、あるいは優秀な指導者の確保などが重要であると思っております。スポーツを指導していく中で、いかに優秀な子を見つけ、その子の能力を引き出せるかがポイントとなり、重要であると思っております。そのためには、指導者の方へ新しい医科学や栄養学、スポーツ学にたけた方の講演や講義を受けていただく場を提供するなどして、知識、指導力の向上を図っていくことが大切だと思っております。

子供たちへは、御指摘のように高い技術を持った選手などのスポーツイベント・教室など、見る、参加する、体験することによってモチベーションを向上させるような場を設けることも必要であろうと思います。こういったところから、垂井町在住・在勤の競技者の方が全国大会や国体などへの出場となった場合には、旅費などについて補助を行ったり、あるいは結団式、激励会を行うなど、選手への負担軽減や応援体制をとっているところであります。

今回、議員が紹介されましたスケートボードやボルダリングが東京オリンピックの正式種目となったことから、公的機関などが主催いたします大会で県の代表として全国大会などへ出場される場合には、支援をしていけるものと考えております。

また、議員御指摘のジュニアグロウアップ作戦事業も有用に活用するためにも、町内の小・中学校、あるいはスポーツ少年団、各種目協会と連携を密にした中で利用していきたいと思っております。こういった中から、将来オリンピック選手と期待される子たちが出てくることを期待しているところでございます。

2点目のスポーツ振興と健康増進の意味も含めて運動施設の設備の充実を図ってみてはどうかについてですが、町内の運動施設といたしましては、朝倉運動公園、北部グラウンド、南体育館や学校体育施設の開放がありますが、健康増進を踏まえ継続的にスポーツを楽しむためにも、施設整備の充実は重要であると考えております。しかしながら、一部の種目に特化した施設整備といったものは難しいものがありますが、今後の公共施設等総合管理も見据えながら、体育館等では視認性、安全性の観点から、照明をLEDなどの明るいものへかえていく、あるいは老朽化いたしました床の張りかえなどをしていくことなどで、使いやすい施設となるよう努めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして3点にわたって質問をさせていただきます。

初めに被災者台帳、被災者支援システムの導入・運用についてお伺いいたします。被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳であり、災害対策基本法第90条の3第1項において、市町村の長が作成することとされています。

被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるため、被災者が何度も申請を行わず済む等、被災者の負担軽減が期待されています。このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震等大規模災害のみならず災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつありますが、その作成は必ずしも進んでいません。

こうした実態を踏まえ、内閣府防災担当においては、平成26年度被災者台帳調査業務報告書を取りまとめ、地方自治体に対して先進事例集、導入支援実証報告書及びチェックリストを提示しています。

この内閣府の報告書において、被災者台帳の先進事例の一つとして取り上げられている被災者支援システムは、1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方公共団体に無償で公開・提供されています。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害だけでなく被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、それを基に罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって、被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。

システム導入に当たっては、厳しい財政事情の中、システム経費まで捻出できない、いつ起こるかわからないことにお金も労力もかけられない、またはSEのようなコンピューターに精通した職員がいない等、消極的な意見が聞かれます。しかし、被災者支援システムは、阪神・淡路大震災のさなかに、職員が被災住民のために開発したもので、必ずしも高いIT能力のある職員がいなければならないわけではありません。また、導入に当たって、地方自治体から求めに応じて、被災者支援システム全国サポートセンターから講師派遣することも可能です。仮に民間企業に導入支援を委託したとしても、20万円から約50万円弱程度しかかかりません。例として、平成27年度時、埼玉県桶川市、約21万円、福井県敦賀市、約45万円でできています。新たな設備は特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分対応できます。

被災者支援システム導入については、過去の一般質問で取り上げさせていただきました。導入自治体も確実にふえてきています。平成28年5月時点で、910自治体に及んでいます。システム導入自治体の一つである奈良県平群町では、世界銀行が視察に訪れており、世界からも注目される取り組みとなっております。

他方では、昨年広島土砂災害や今般の熊本地震において、システムが導入されていたにもかかわらず、導入後の運用が適切になっていなかったため、いざというときに十分使えなかった事例も発生しています。注意書きとして、現在、広島市においてはサポートセンターの支援のもと、適切に運用されています。

そこで、既に導入されている本町においては、災害時にきちんと稼働できる状況にあるのか、導入後の状況をお伺いいたします。

続きまして、ブラッドパッチ療法についてお伺いいたします。

悲願のブラッドパッチ療法の保険適用が承認され、この4月から実施される運びとなりました。あわせて、2016年度から小児の脳脊髄液漏出症の研究も開始される予定となります。2月18日、NHKあさイチで「保険適用“ブラバ”で劇的回復」と題して、和歌山市出身の仮認定特定非営利活動法人脳脊髄液減少症患者・家族支援協会中井宏代表理事が紹介されました。御自身も滑って転倒したことが原因で、激しい頭痛や目まいで3時間ほどしか働けない状況に、どうやって生きていけばよいのか悩む10年間。よい医者にめぐり会え、脳脊髄液減少症と診断。ブラッドパッチ療法を治療してもらうことで劇的に改善。MRIや画像診断だけではわかりにくいため放置されてきたこれまでの患者を救おうと立ち上がったようです。1回で3万円から5万円かかる治療費を、その3分の1に抑えられる保険適用の運動を開始。ことし1月20日、中央社会保険医療協議会で保険適用の承認が決定され、4月からの実施ということになりました。

た。

ブラッドパッチ療法というのは、交通事故や過激なスポーツによる強い衝撃で脳髄液が漏れ、頭痛や目まい、倦怠感などの症状に見舞われることから、髄液が漏れている脳と脊髄を覆っている硬膜の外壁に患者自身の血液を注入し、漏れをとめる治療法です。これまでは、低髄液圧症候群からむち打ち症、慢性疲労症候群、鬱病など、さまざまな症状として苦しんでいたものです。誰もが起こり得る症状で、気づかないことも多いとされています。目まい・吐き気・だるさ・ひどい物忘れゆえに、怠け者症候群だと思われてきました。患者が全国に約30万人いるだろうと推定されるものに対し、これを理解し、患者を受け入れてくれる医師がたったの7人だという現状。そこから患者自身がメディアや全国ネットにより運動を展開。患者が立ち上がり積極的に活動し、保険適用を実現までこぎつけたすばらしい実例となりました。

2006年には、脳脊髄液減少症患者支援の会子供支援チーム代表らが、文科省に学校現場における対策を求める約2万人の署名と要望書を提出し、全国に対応と学校現場への啓発が進んできたところでした。このような患者さんたちの声が地方から国に届けられ、同症が外傷で発症する可能性や、ブラッドパッチ療法の有効性が科学的に立証される機会となり、厚労省の研究となりました。2011年には、研究班が画像による診断基準を発表。2012年には、公的医療保険の対象にするか評価する先進医療に承認。これで入院費などに保険が適用され、さらに先進医療で同症を治療する医療機関を対象にした研究班の調査により、ブラッドパッチ療法は8割で有効との報告がなされ、2016年1月に先進医療会議が保険適用が妥当と結論。厚労省の諮問機関が保険適用を承認に至りました。かつては、医学会であり得ないとされた常識が、患者団体と全国の支援により覆された瞬間となりました。この14年間先頭に立って闘ってこられたのが、中井宏代表理事だったと敬意を表します。

そこで1点目、脳脊髄液減少症の医療現場への周知と、適正な治療法、ブラッドパッチ療法についての啓発について、正しい病態の把握をお願いするために、医師会とも連携し周知を進めるべきであると思います。健康福祉課長にお尋ねをしたいと思います。

先日、脳脊髄液減少症患者支援の会子供支援チーム、鈴木裕子さんと公明党同症対策プロジェクトチーム事務局長国重徹衆議院議員との対談が、公明新聞に掲載されました。鈴木さんの話によりますと、中学校に入学したばかりの娘さんが突然、頭痛や吐き気といった症状に襲われたそうです。幾つもの病院へ行きましたが、ことごとく異常なしの診断。原因不明の状態が5年も続き、学校に行きたくないだけで、要するに不登校ではないのか、親の育て方が悪いなどと言われたそうです。吹奏楽部で金管楽器を演奏していたそうで、後でわかったことですが、楽器を強く吹くことで脊髄を囲む膜に穴があき、髄液が漏れ出すこともあるということです。日常生活の中で、誰にでも起こり得る病気といえます。

そこで2点目として、学校現場で該当すると思われる児童・生徒がいる場合、現場の先生や養護教諭の理解が大変重要になります。学校現場への周知についてお尋ねいたします。

最後に、地域福祉の視点に立った包括ケアシステムの構築についてお伺いいたします。

全国的な少子・高齢化の問題として、高齢者の増加に対して現役世代は減少傾向にあり、対人ケアの担い手が不足し、介護保険施策は施設サービスから在宅サービスへ転換していますが、しかし、在宅サービスも不足している現状です。また、医療、介護、保険、障がい、子育て等の福祉施策が一体的な提供となっておらず、公的サービスを行う行政体制も連携できていない。そのために、ワンストップでの相談対応ができていません。

それに加えて、独居老人、老老介護、認認介護が年々ふえている状況があります。こうしたことを背景に、どこからも介護を受けられない介護難民が発生し、介護するために離職する介護離職も発生しています。また、介護疲れに追い込まれる人も出てきています。そうしたことから、経済的破綻、家庭崩壊につながっていくという問題もあります。本町だけではなく、こうした深刻な社会的問題は、全国的に抱えていると認識しております。

少子・高齢化の課題解決のために、本町では現在、高齢者が住みなれた地域で、住まい、医療、介護、生活支援を一体的に受けられるようにする地域包括ケアシステムの構築を進められておりますが、システム面・サービス面において、地域福祉という視点に立った地域包括ケアシステムを構築することで、高齢者のみならず、障がい者・障がい児、生活困窮者、ひとり親世帯、子育て世代など地域全体の福祉体制の構築につながるものと考えます。大きな視点に立った地域福祉と捉えた地域包括ケアシステムを構築することは、近い将来を見据えて長く垂井町を支える体制につながるものと考えます。

そこで1点目、地域福祉の視点に立った地域包括ケアシステムの構築について、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目として、自助・公助・共助による地域体制づくり、インフォーマルなサービスを整えるためには、地域福祉を推進する中核的役割として、社会福祉法にも位置づけられている社会福祉協議会との協働が必要になってきます。また、そうしたことから、本町における社会福祉協議会の役割を重視していく必要があると考えますが、そのことについて町長のお考えをお聞かせください。

以上、3点にわたる質問といたします。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 中村議員の質問の中の被災者支援システムの導入・運用についての部分について、私のほうから答弁させていただきたいと存じます。

過去にも中村委員からこの御質問をいただきまして、数年前にこの被災者支援システム、これは国のほうから配付されました、私のほうは岐阜県の市町村情報センターのほうから配付をいただきまして、その後も市町村情報センターの指導を受けながら、何とか運用できないかなというようなことで検討してきたわけですが、過去にも御答弁させていただきましたように、やはり住民基本台帳データとの突合部分、これがどうしていくかというのが大きな課題でございました。しかしながら、それらにつきましてはクリアをさせていただきまして、現

在、罹災証明の発行、あるいは救援物資等の管理等、そのシステムにおきます最低の業務につきましては運用できる状態となっておりますし、また別のシステムによりまして、要援護者の支援台帳は別のシステムで構築をしております、それにつきましては既に運用しておるところでございます。

しかし、本システムの中には、やがて9つほどの業務ができるというような状況でございます、機能がたくさんあるわけでございます。それらを全て活用していこうと思いますと、経費の部分もございませぬけれども、データの整備等クリアしなければならない課題がまだ少し残っております。

そういった観点を踏まえまして、その業務の必要頻度やシステムを使わない住民基本台帳データを活用したアナログでの対応も含めて、有事の際に利用できるようなほうで、今、引き続き検討をしているところでございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。こちらの答弁につきましては、以上とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 中村議員の質問のうち、私のほうからは、健康福祉課所管に係ります2つ目と3つ目の質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、2つ目のブラッドパッチ療法についてでございますが、脳脊髄液減少症の医療現場への周知と治療法、ブラッドパッチ療法についての啓発を医師会と連携し、周知を進めてはについてでございます。

まずもって、私、正直なところブラッドパッチ療法については存じ上げておりませんでした。また、保健センターにも確認いたしましたが、このような治療法について国・県などからの情報提供は確認できなかったとでございます。しかしながら、全国には脳脊髄液が減少し、頭痛や目まいの症状があらわれ、日常生活に大きな影響が生じている方がおられることを今回改めて認識しましたので、このブラッドパッチ療法が保険診療となり、患者さんの医療費負担が軽減されることになったこととあわせ、同疾患に対する正しい理解が促進されるとともに、当該治療法に対応できる医療機関が充実していくことを切に願うものでございます。

今後は、これら先進医療の関連情報の収集に努め、最新情報につきましては関係機関で共有し、安心して適切な治療を受けられるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、3つ目の質問のうち、1点目の地域福祉の視点に立った地域包括ケアシステムの構築についてですが、まずもって、地域包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活が送れるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援などのサービスが地域において切れ目なく提供される包括的な支援サービスの提供体制を構築することが、地域包括ケアシステムの定義となっております。

議員の御説明のとおり、現在、地域包括ケアシステムについては、介護保険制度において高

齢者の支援の仕組みとして、在宅医療、介護連携、認知症施策、また生活支援サービス体制整備などを充実することにより、地域福祉を構築する手法として位置づけられています。また、障がい児・者に対しましては、自立支援協議会において、サービス事業所、民生児童委員さんや地域の方々が集まり、どのように支援するかといった会議である個別支援会議や、関係機関の代表が集まって地域の課題を解決するための自立支援協議会定例会議などを開催しております。生活困窮者に対しましては、県とか福祉事務所、社会福祉協議会などと連携し開催している生活困窮者自立支援制度支援調整会議などにより、各担当部署において広義での地域包括ケアの活動を行っております。特に近年の困難事例については、介護、障がい、ひとり親、虐待など複合的に問題を抱えられた家庭がふえてきているのが現状でございます。このような問題を解決するために、健康福祉課におきましては、社会福祉係、高齢福祉係、子育て支援係、保健センターを有しており、常に連携が図りやすい状況で日夜業務を行っております。

今後も、各担当や関係機関、各組織や地域団体による連携を図りながら、地域福祉の視点に立った広い意味での地域包括ケアシステムの構築・運営に努めてまいります。

次に2点目の質問、本町における社会福祉協議会の役割はについてでございますが、社会福祉協議会は議員の御説明のとおり社会福祉法に規定をされている団体であり、社会福祉法人垂井町社会福祉協議会定款においては、社会福祉事業や社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としております。

少子・高齢化及び核家族化を背景に、自助の機能が低下している現代社会において、ボランティア活動や地域の支え合いや見守りなどの共助において、社会福祉協議会の果たす役割は非常に重要です。ボランティア活動や地域福祉活動を推進するとともに、児童福祉関係や障がい者自立支援事業などの分野においても町の事業を受託しており、公助としての役割も果たすとともに、指定介護サービス事業所としても事業を展開しているところでございます。このような垂井町社会福祉協議会の果たす役割を非常に重視しており、町と町社会福祉協議会は車の両輪のごとく、今後も引き続き地域福祉の推進を図ってまいります。

以上、中村議員からの御質問について、お答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 中村議員の第2点目のブラッドパッチ療法についてのうち、学校現場への周知につきましてお答えをさせていただきます。

これまで、平成25年12月20日付の文部科学省からのスポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供についての文書を各学校に配付し、頭頸部外傷に関する知識と発生した場合の対応の周知と児童・生徒の頭頸部の事故防止と安全管理の徹底に対して、適切に対応するよう指導してきたところでございます。また、平成24年度には、各郡市の養護教諭代表者会

において、脳脊髄液減少症の症状、硬膜外自家血注入、いわゆるブラッドパッチを含む一般的な治療法についての研修を行ってまいりました。

今後は、校長、教頭や養護教諭の研修会等において、さらに周知を図り、各学校において教職員等が脳脊髄液減少症の症状とブラッドパッチ療法による治療に関する理解を深めるとともに、必要に応じ教職員等が連携しつつ、個々の児童・生徒等の心身の状態に応じ、学習面も含め、学校生活のさまざまな面で適切に配慮するよう指導してまいりたいと考えております。よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

再質問させていただきます。

被災者支援システムについてですが、導入と同時に運用稼働できる状況にするには、職員研修で被災者支援システムの必要性を周知、訓練することで初めて役に立つわけであります。その点について、1点だけ質問させていただきます。

もう1点ですが、地域包括ケアシステムについてですが、高齢化率が30%を超えるとと言われる2025年に向けて、確実にこの体制づくりを進めていかなければいけません。独居老人などによる介護難民、介護離職、老老介護、認知介護など、深刻な生活環境で暮らす高齢者に対応できない事態になってしまいます。確実に推進していくために、先ほど御答弁いただきました関連部署と連携をとっているよということでありましたが、積極的な取り組みを促すことのできる担当部署の適切な位置づけが必要だと考えますが、その点、町長のお考えについてお聞かせください。以上です。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

被災者支援台帳の支援システムでございますけれども、先ほど答弁しましたとおり、導入して最低限のものは動くような状況になっておりますけれども、まだまだほかの部分がどう動かしていくかということ、あるいは費用等もかかるというような状況の中で、検討、検証を進めている状況でございます。当然につきまして、もし一朝事があったときに、職員がどう対応するかということは、この新システムに限らず全ての災害において重要な役割を持つわけでございますので、そのことの研修につきましてはしっかりと対応させていきたいというふうに思います。

また、支援システムも少しでもよりしっかりと対応できるシステムとしていくべく、またこれからも研究、検証を重ねていきますので、よろしく願いいたします。

2点目の地域包括ケアシステムの担当部署といいますか、責任部署ということですが、先ほど担当課からも申しましたように、この包括システムというか、ケアシステムをつく

っていく部分では、行政だけではなくて民間の在来の医療機関、あるいは施設、さまざまな部分がかかわってこないと構築できない状況でございます。ですから、これを全てどこかの一つの部署でということになりますと、全庁まさに巻き込んだ形になりますので、差し当たりやはり健康福祉課が統括窓口になりまして、さまざまな部分と連携を重ねていくことになろうかというふうに思います。それぞれ持つておる部署が、災害等起こった場合には、やはりいろいろな形でかかわっていかねばなりませんし、これから少子・高齢化の中での地域対応をどうしていくかということは、まさに健康福祉課だけではないさまざまな分野においてかかわってくることでございますので、全庁挙げての取り組みになるというふうに認識しております。ぜひまたそこら辺のこと、御理解いただきながら御協力お願いいたします。

○議長（丹羽豊次君）　しばらく休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時27分　休憩

午前10時45分　再開

○議長（丹羽豊次君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

4番　若山隆史君。

〔4番　若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君）　議長から登壇の許可をいただきましたので、早速一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず第1点目は、前回一般質問でも幼保一元化の延長線上で御質問をさせていただきましたけれども、今回は合原幼稚園及び岩手幼稚園舎の活用についてという題でございます。

2点目に関しましては、都市計画道路についてということで御質問をさせていただきます。

それでは、早速1番目の合原幼稚園舎及び岩手幼稚園舎の活用についての御質問でございます。

合原幼稚園は、平成22年度から連続して利用されることなく今日に至っております。また、岩手幼稚園舎も幼保一元化が実施されて以降、利用されておられません。

教育財産として現在も維持管理がなされていますが、全く利用価値がないならいざ知らず、子育て支援を高らかに宣言されています垂井町、いまだ取り組みがなされていない3歳・4歳児の幼稚園の創設を利活用されていない園舎で実施する計画のもと、子育てに一生懸命頑張っておられます保護者の要望、希望をしっかりと聴取する行動に打って出る中で、利活用への光明が差してくるのではと考える次第でございます。

財産管理上、用途変更をする必要はございません。所管の教育委員会の取り組み次第で、平成29年度からでも即実行できるのではと思います。

前回、幼保一元化の中では教室等のキャパシティの問題など、諸所の解決に時間がかかるとの答弁でありましたが、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

平成27年度から始められた垂井町私立幼稚園就園奨励費補助金制度の実情も踏まえて、御答

弁をよろしく願いをいたしたいと思います。

2点目でございます。都市計画道路についてでございます。

縮尺1万分の1の大垣都市計画区域垂井町都市計画図には、六、七本の都市計画道路の法線が記載されております。

このうち、垂井駅南口線の全線、府中宮代線の相川から県道岐阜関ヶ原線までの間、新垂井宮代線の国道21号から不破高までの間など、完了あるいは一部完了している部分があるものの、計画自体に無理があるのか取り組みが停滞している状態でございます。

そもそも、住民周知も十分ではなく、町としてもなかなか取り組めない状況でもあると認識いたしておりますが、そこでお尋ねをいたします。

そもそも、この都市計画道路、いつごろ立てられた計画なのか、それぞれの道路別にお答えをいただきたいと思っております。

2番目に、県道と重複している都市計画道路もございしますが、町の都市計画決定と県の都市計画決定との相関関係、これも御答弁をいただきたいと思っております。

3番目に、計画自体に無理があるのなら、廃止も含めた見直しが必要であると思っておりますが、そういった取り組みは昨今どのようなようになされているのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

以上、2点よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 若山議員の第1点目の合原幼稚園舎及び岩手幼稚園舎の活用につきまして、お答えをさせていただきます。

3歳・4歳児の幼稚園を創設し、利活用していない園舎で実施できないかとの御質問でございますが、これまで垂井町では垂井町立幼稚園規則で満5歳からの入園できることとしております。

学校教育法においては、幼稚園について、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的に、満3歳から入園できることとなっております。

これまでも、満3歳からの幼稚園入園について、保護者の方からの御要望もお聞きしておりますので、3歳・4歳児の幼稚園児の受け入れができるよう早急に取り組んでいかなければならないと考えております。

その際、垂井町では、保育園児と幼稚園児が同じ園内でともに生活しながら、同じ保育、教育ができるよう幼保一元化を進めておりますので、議員御提案の活用されていない合原幼稚園と岩手幼稚園の園舎の利活用につきましては、現在幼保一元化の進行とあわせて今後も検討してまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 若山議員からの1つ目の御質問、合原幼稚園舎及び岩手幼稚園舎の活用について、私のほうからもお答えをさせていただきます。

幼稚園教育の満3歳児からの受け入れの件につきましては、6月議会におきまして質問をされた際、私のほうから施設的に保育室が不足するかもしれない、また検証する時間をいただきたいとのお答えをさせていただきました。

その後、現在の垂井町の3歳、4歳、5歳児の人口と、既に入園している児童を比較検証しましたところ、幼稚園教育を満3歳児から受け入れを開始した場合においても、町内のいずれかの園には入園が可能であるとの結果が得られましたので、まずもってここで御報告をさせていただきます。

さて、今回議員御提案の幼稚園舎の件でございますが、当町では過去より幼稚園は5歳児のみを対象としてつくられており、3歳児の園児が使用するための便所などの設備が十分でないこと、また幼稚園舎には厨房設備がなく3歳・4歳児向けの給食を学校給食センターにて調理することが可能かなどの課題があり、幼稚園舎での3歳・4歳児の受け入れは、今のところ難しいと考えておるところでございます。

また、合原幼稚園舎、岩手幼稚園舎で3歳・4歳児の幼稚園を創設した場合、同じ年齢でありながら保育園児と幼稚園児が違う園舎で生活することになります。本町では、幼稚園と保育園を一体化する幼保一元化を進め、幼稚園教育の満3歳児からの受け入れができるように取り組んでおり、同じ年齢の園児は同じ環境で生活でき、就学前の教育と保育を一体と捉え、一貫性のある教育と保育を提供できる施設整備を進めているところで、幼保一元化の施策に逆行することにもなりかねません。

また、幼稚園教育の満3歳児からの受け入れについては、受け入れ施設などハード面の整備だけでなく、3歳児、4歳児に係るカリキュラムや教育課程などソフト面の整備も必要であり、ハード、ソフト両面における課題等を洗い出し、検討の上整備するには、それなりの時間が必要があることについては御理解をいただきたいと存じます。

今後も、幼稚園教育の満3歳児からの受け入れについて、教育委員会と連携を図り、協議・検討の上、早期に実現できるよう取り組んでまいり所存でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。以上、若山議員からの御質問について答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 若山議員の2点目の質問、都市計画道路について答弁をさせていただきます。

答弁に入る前に、都市計画道路について御説明をさせていただきます。

都市計画道路とは、都市の骨格を形成し、安全・安心な住民生活と機能的な都市活動を確保する都市交通において最も根幹的な基盤施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定され

た道路であります。

道路計画線の位置や幅員が決められており、またこの事業を円滑に進めるために、この計画の区域内での建築をするときには県の許可が必要であり、また構造などについても制限がかけられております。

本町の都市計画道路につきましては、8路線が計画、決定されております。総延長29.6キロ、このうち改良済みは9.5キロでございます。整備率につきましては、15.2%にとどまっております。

1点目の、そもそもいつごろ立てられた計画なのかといいますと、個々の道路別に申しますと、一般国道21号線、大垣関ヶ原線、新垂井宮代線、表佐榎戸線、府中栗原線及び府中宮代線につきましては昭和39年に計画決定し、垂井駅南口線及び岩手綾戸線につきましては昭和49年に都市計画決定をいたしております。

2点目の、県道と重複している道路もあるが、町の都市計画決定と県の都市計画決定の相関関係はについてでございますが、都市計画はその性格に応じ決定主体が県または町に区分されており、町が決定する都市計画については県知事の同意の手続が必要となります。都市計画決定に当たっては、これらの手続を通じ、地域の主体性と広域的な整合性の両者を確保することが必要であり、このため県または町が都市計画制度上のそれぞれの役割を適切に認識して対応することが重要であります。

よって、住民などの主体的判断ができる限り尊重される必要があるとともに、県においては市町村の区域を超える広域的な見地から適切な判断を行うことが必要となってまいります。

3点目の、都市計画自体に無理があるのなら廃止も含めて見直しが必要であるが、その取り組みはについてでございますが、都市計画決定されてから何十年も整備が進まない道路については、全国的にも課題とされております。当町におきましても過去に県のヒアリングを受けるなどして、町内の都市計画道路については、見直しをする路線を検討してまいりましたが、しかしながら代替道路が近くを通っている場合を除いて、当町はほとんどの都市計画道路が環状となっており、主要なネットワーク道路として計画されております。

計画決定に当たりましては、計画案の段階から公聴会の開催や縦覧などを通じ、広く住民の皆様にご意見を伺いするとともに、都市計画審議会での客観的な審議を得て慎重に決定された経緯もございます。

したがって、単に長期にわたって事業に着手していないという理由のみで変更することは、一般的には適切でないと言われております。

しかしながら、都市計画道路の多くはいわゆる高度成長期に計画されており、近年の人口減少、経済の低迷、市街地の拡大の収束など、社会状況の変化を踏まえると、必要性が変化しつつある路線については、見直しを検討する必要があると考えております。

また、現在町の交通の多くが国道21号線に依存している道路体系となっており、町全体の交通処理の役割など道路網全体への影響なども検討も必要となってまいります。

間もなく、垂井町6次総合計画や垂井町都市計画マスタープランの見直しが必要な時期になってきております。これらの見直しの中で、今後町の都市基盤をどうするのかなど十分検討しながら、その中で都市計画道路の位置づけも検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきますけれども、まず1点目の合原幼稚園舎及び岩手幼稚園舎の活用についてという項目でございますが、学校教育課長また健康福祉課長からの御答弁でございましたが、健康福祉課長からの御答弁、前回の一般質問で御回答いただいております方向とほぼ同じではないかなというふうに思うんですけれども、ここで私が言いたいのは、財産管理上、幼稚園舎は教育委員会だと認識しておるんですけれども、こういった3歳児、4歳児の幼稚園の創設に関して、内部的に幼保一元という主軸でもって健康福祉課が主に語られるというのは理解できないではないんですけれども、空き園舎がある、そこについての利活用の御答弁がいま一歩踏み込んだ形でなされておらないと認識しておるんですけれども。

といいますのも、既に合原幼稚園、22年度からですので6年たっておるわけですね。その前に、20年でしたか、一旦休園して21年度再開というような形の中で今回を迎えておるんですけれども、幼保一元化をあくまでも主軸にされるならば、幼稚園教育要領等の手続やら何か、これを速やかに進める一方で、保護者のニーズは非常に高まりを見せておるというのは十分認識されていると思いますし、一方で当初質問のときにも少し触れましたけれども、垂井町私立幼稚園就園奨励費補助金交付でございますね。これ、平成27年度から実施されているということで、私も議員になる以前の当初予算で決定された中で、就園奨励費補助金という項目で予算化されております。これにつきましては、平成27年度150万円の予算で執行が148万600円、こちら垂井町外の私立幼稚園に通われている親さん方の負担する幼稚園費を低減させるために、施設運営者に対して出す補助金でございますが、こちらは12名の利用がなされている。27年度ですよ。5歳児は5人、4歳児は3名、3歳児は4名、こういったニーズがあるわけです。

親さんの心情からして、特色ある幼稚園だから通わせるというようなこともあろうかと思えますけれども、どうしても保育園入園条件でございますいわゆる就労証明、こういったものがとれないというような親さん方もおられるのではないかなというふうに思います。だから、やむを得ず町外であってもそちらに通わざるを得ないと、そこがニーズなんです。

平成28年度、この就園奨励費補助金の名目で計上されております予算225万6,000円なんですね。27年度と比較して75万円余の増額になっております。就園の増を予測していらっしゃるんですね。現在の段階の幼稚園児、5歳、4歳、3歳、町外のそういった幼稚園に通われている人数を把握しておられるならば、それを教えていただきたいと思えますし、町内の設置ニーズ、潜在的にしっかりとあると思っております。この実態を分析して、町として3・4歳児はほか

の幼稚園に委ねるのではなく、垂井町で独自の幼稚園を設置するという、本当に喫緊の課題として学校教育課、要するに教育委員会、それから健康福祉課、連携を非常に緊密にしながらスピードある対応をよろしくお願いいたしたいと思っておりますけれども、それについての町長の、あるいは教育長のお考えを再度御答弁いただきたいと思っております。

それから、2点目の都市計画道路についてでございます。

これにつきましては、既に50年、40年もたっています。連担した部落内を法線が走っているという部分が、果たして本当に実現可能なかどうなのか。建設課長の答弁では、都市計画審議会等を十分活用しながら今後検討していくという答弁でございましたが、それは了といたしますが、1つだけお尋ねしておきたいのは、県道養老垂井線と府中栗原線は重複いたしております。これは垂井町の南北道の大動脈でございますし、将来的にも養老のほうにスマートインターが完成したならば、あるいは栗原、宮代に今まさに工場増設ということ、あるいは新設ということで取り組んでおられる企業の利便性、それから既存企業の利便性、こういったことも考えながら、あわせて地域住民の交通利便性、こういったことを踏まえるならば、これを県に対して拡幅やいろいろな要望は出してきておるところでございますけど、私の経験上、しかし一向に進まない。こういった県が手をこまねているならば、町として先行して取り組めることはないのか。

幅員は12メートルで都市計画決定されております。現道どう考えても12メートルないと思っておりますけれども、そういった部分で用地取得等を先行して取り組み、あるいは交差点改良をしっかりとやって右折車線を全線に設けていくとか、そういったことが必要ではないかなというふうに思っております。

垂井町の発展のためにも、まちづくりの最たる道路、こういったことにさらに取り組んでいただけるような方向性、こういったことからぜひとも町長、御答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上で終わります。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

再質問のほうは、何か非常に重い課題を投げかけられておるような気がいたしますけれども、まず幼稚園の問題でございます。

財産管理上の話から出たわけでございますけれども、空き園舎の利用という観点からいったら、先ほど担当課長が申しましたように、どこでもいなら入れる余地はあるということでございますが、果たして本当にそれでいいのかということは考えていかなければいけない状況にあるというふうに思います。

また、やはり今回の再質問の肝という部分は、就労支援の証明書の煩雑さといいますか、実際に預けたいんだけど、そのことがあるからなかなか預けられない。したがって、町外の私立幼稚園等に預けている現状があると。これに対してどうなのかという、そこに行くのかな

ということを思います。

現状、ニーズがふえているということは、やはり幼児教育、幼保一元化を進めるに当たって、幼児教育を望んでみえる方が確実にいると。その方に対して、しっかりとした3歳児からの教育を進めていくという思いで取り組んだところでございますけれども、実際に施設的なかなかそれを受け入れる状況にないということから、施設の改築・統廃合を進めながら、現在東こども園、そして垂井こども園に今着手しておるところでございます。

これを、あいていところがあるから、そこだけやっていくという形になりますと、どうしても全体のバランス、あるいは事業展開にも影響が出てくるところもありますし、先ほど細かい部分での問題、課題等も申しあげましたけれども、それをどう解消していくかということにもつながってくることがあると思います。やはり、町全体としてできるだけ同じ状況で対応をしていきたいという思いでございます。

そういった部分について、今幼保一元化を何とか早く進めるということで進めておりますけれども、この幼稚園に預けるというか教育ということを考えてときに、保育園はやはり大原則に立てば、保育に欠ける子を預かる部分、そして幼稚園は教育にすること、その部分での差があるわけでありましてけれども、現実的に今垂井町が進める幼保一元化の中では、それを同じレベルで進めていこうという形で進めております。それを受け入れる体制を何とか早くつくりたいということでやっておるわけでありましてけれども、今のニーズに対して少しスピードが落ちている状況は否めないというふうに思いますけれども、何とか今の施設を使って新たに展開するのはすぐには今できない状況かというふうに認識をしております。

これを少しでもお父さん、お母さん方のニーズ、この間も3歳児以降の、3歳児、4歳児の幼児教育を進めてほしいという要望もいただいておりますし、それに対して対応できる部分については、しっかりと対応しておるところでございますけれども、町全体として今幼保一元化を進める中で、施設の部分的な一部だけの取り組みというのは、やはりしっかりと検討していかなければならないという状況でございますので、先ほど提案がございました就労支援等の証明に関する対応、あるいはいかに幼児教育を進めるか、施設を利用してやっていくかということについては、今の町全体の幼保一元化を進めると同時に、ある部分、個別の細かいところについても、しっかりとまた検討を進めていきたいというふうに思います。

それから、都市計画道路についてでございます。

南部につきまして、養老垂井、それから栗原青野線の重複区間のことがございましたけれども、現実には県ともいろいろな協議をする中で、やはり重複区間の見直しでありますとか、管理の変更等もこれから出てまいるというふうに思います。

また、養老垂井につきましては、今までもさまざまな質問にもございましたけれども、やはりこれから南部部分の重要幹線、垂井町は東西の幹線については通っておりますけれども、南北は非常に弱い状況にある中で、重要幹線というような位置づけの中で、今後養老サービスエリア、スマートインターチェンジの開通等、あるいは工場の進出等を見きわめた中で、やはり

渋滞というものがさらに加速するおそれがある中で、県に何とか4車化という話をいたしておりましたけれども、現状の通行量ではなかなかそれは難しいという判断の中で、部分的な交差点改良等による渋滞緩和ということを、まず取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

そういった部分で、もし町が先行してやっていく事業があるのであれば、それは県とも協議する中でしっかりと対応していきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

[発言する者あり]

○議長（丹羽豊次君） 4番 若山隆史君。

簡潔にお願いします。

[4番 若山隆史君登壇]

○4番（若山隆史君） 再々質問の1点だけお願いをいたします。

合原幼稚園あるいは岩手幼稚園といいますのは、その地域だけの幼稚園、ニーズを捉えるのではなく、垂井町全体であるいは例えば南幼稚園、北幼稚園、そういった形で設置して就園を取り組んだらどうかというようなふうに私は思っておるんですけれども、何かしらその地域の幼稚園を再開するというようなふうに聞こえてならないんですけれども、そこら辺よろしくお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 4番議員、要望ですか。

○4番（若山隆史君） 合原とか岩手の幼稚園だけではなく、垂井町全体で南北で受託をするという、そういうふうな趣旨なんですよね。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長（中川満也君） 若山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かに私当初の今の答弁は、個別の地域の話させていただきましたので、その部分でのそごがあったというふうに思います。

議員おっしゃるように、確かに地域との幼稚園という考えにすれば、現在町が進める幼保一元化の中での広域連携という部分にしっかりと合致してくる部分もございますので、その施設だけを使ってやるかどうかということは、これから本当に幼保一元化、今施設の統廃合を進めておりますので、そのことに合致するかということもあわせて検証して、貴重な提言として承りたいと思います。ありがとうございます。

○議長（丹羽豊次君） 2番 広瀬隆博君。

[2番 広瀬隆博君登壇]

○2番（広瀬隆博君） 議長の許可を得ましたので、次の2点について質問します。

1点目は、安全な通学路について、2点目は、町営住宅政策についてです。

1点目の安全な通学路について。

通学途中の児童・生徒の列に車が突っ込むという事故が後を絶えません。平成24年4月には京都府亀岡市で登校中の児童の列に車が突入し、児童2人と保護者1人が死亡、7人が重軽傷を負いました。

最近では、海津市高須小の3から6年生の男女10人が一列になって集団登校中に、後ろから来た乗用車に8人が次々とはねられたという痛ましい事故が起きており、通学路の安全を危惧するものであります。

また、交通事故総合分析センターの交通事故分析レポートを見ますと、平成27年に発生した歩行中の交通事故死傷者数は5万6,962人で、このうち7歳児が1,462人と際立って多いことが明らかになりました。

平成23年から27年の歩行中の交通事故の死傷者数を年齢別に見ると、全ての都市で7歳に大きなピークがあらわれている。平成27年は7歳児の死傷者数が成人の2.5倍、65歳以上の高齢者の約2倍の多さとなっているとのことです。

幸い当町におきましては、近年大きな事故は起きていないと伺っております。

当町の通学路の認定基準として、安全対策についてどのようになされているのか。例えば東小学校の一部の児童は、現在綾戸地内の県道栗原青野線のれんが道踏切から北へ100メートルほど行き、町道綾戸平尾線を通して東小学校へ向かう通学路として利用しております。ここは、車道と歩道の区別がなく、児童にとっては危険な状況下にある道路です。そこで、現在のれんが踏切北側から西へ町道綾戸59号線が東小学校南敷地に通じており、JR東海側にはフェンスが張られ、また公安委員会が通学路として朝7時から8時半までと、夕方は午後2時から4時まで通行規制していますが、現在通学路として利用されておられません。次に、町道綾戸平尾線の1本北側の町道綾戸69号線が通学路の迂回路として考慮する余地があるかと思われま

す。このようなことを踏まえ、町全体としまして、通学路の決め方はどのような方法でされているのか。また、通学路の変更はどのような経過なり保護者など関係者との協議がされて決められているのかお尋ねいたします。

次に2点目は、町営住宅政策についてです。

昨年7月、公共施設等総合管理計画の策定に当たり、固定資産管理台帳の整備に着手されましたが、この一環として町営住宅の管理・運営などの政策に関して現在の町営住宅入居者募集について、広報「たるい」や屋外放送、ホームページなどで幾度となく募集していますが、まずどれだけの空き家があるのか。

次に、現在梅谷の長屋式住宅は32戸中12戸のみの入居であり老朽化していますが、今後も募集は続けるのか。

また、一戸建ての町営住宅、空き家取り壊しと整地後の売却などのところはどのようにしていくのかを含め、今後の管理・運営などの政策をお尋ねしまして、質問を終わります。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 広瀬議員の第1点目の安全な通学路につきまして、お答えをさせていただきます。

そのうちの第1点目の、通学路認定基準と安全対策についてでございますが、通学路とは各学校が児童・生徒の通学の安全の確保と教育的環境維持のためにしている道路のことをいいます。

通学路は、児童・生徒が安全に通学できるよう各学校において決められていますが、特に指定に当たって基準が設けられているものではございません。また、毎年通学路の安全点検を実施し、危険箇所の安全対策について学校、PTA、道路管理者、警察等が現地を見ながら対応を協議しております。

次に、通学路の決め方とその変更の仕方についてでございますが、通学路は学校と保護者が協議して決めております。そのとき、通学にかかる距離、時間、交通安全の問題、不審者などの防犯の問題、地震による塀の倒壊といった防災上の問題など、多面的、多角的に検討して決定しております。

通学路の変更につきましても、同じように学校と保護者が協議をして決めております。

議員御質問の町道綾戸59号線への通学路の変更につきましても、これまで何回となく協議されてきましたが、最終的には不審者などの防犯上の問題から、現在の通学路のほうが安全との結論に至っていると聞いております。

今後とも通学路の安全確保のため、関係機関と連携をとりながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 広瀬議員の2点目の質問で、町営住宅対策について答弁をさせていただきます。

空き家となっている町営住宅の入居の募集につきましては、毎月1日から15日までの募集期間として実施しております。今月につきましては、20戸の町営住宅の募集をしております。内訳といたしまして、永長町営住宅が6戸、葉生町営住宅が5戸、野庵町営住宅が1戸、河原道町営住宅が8戸となっております。

梅谷町営住宅につきましては、昭和48年に12戸、昭和49年に20戸を構造体簡易耐火平家建てとして建築し、32戸を管理しております。築後43年を超過し老朽化が増している感は否めないところであります。

また、公営住宅施行令の規定されている耐用年数の45年を考慮すると、空き家となっている梅谷町営住宅への入居の募集については、現在停止しております。新たな入居手続は行っておりません。

同様に、駒引町営住宅についても現在入居者の募集を停止しているところでございます。駒引町営住宅につきましては、現在入居されてみえる方が払い下げの希望があれば、随時払い下

げを行っているところでございます。退去者があれば取り壊しをし、その都度実施しているところでございます。

しかし、梅谷町営住宅につきましては、長屋形式の構造でなっていることから、入居者が見える環境での一部取り壊しは困難であり、現状維持で管理しているところでございます。

入居されてみえる住宅につきましては、修繕の必要の際には、もちろん迅速に修繕等しております。しかしながら、修繕額が多額と見込まれる物件等の際には、梅谷町営住宅以外の町営住宅の空き家に移住をしていただいております。

なお、今後取り壊しの時期、その後跡地に係る建てかえもしくは売却等の利用、計画については十分協議・検討をしまいでございますが、また募集を継続している住宅についても、入居の募集並びに入居者は減少傾向であり、建てかえや増築は厳しい状況でございます。

将来、人口推移など注目し、民間アパートなどの活用も踏まえた長期的展望を考慮し、居住水準が確保できる維持管理に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく3点お尋ねをいたします。

第1点目は、表佐地区相川竹林公園周辺整備について。第2点目、生活援助サービス給付について。第3点目、社会資本整備総合交付金について。

それでは第1点目、表佐地区相川竹林公園周辺整備についてお尋ねをいたします。

垂井地区相川水辺公園は、近年県より土地を買い取り、多額の費用をかけまして相川児童公園が改修され、そこには遊具、立派なあずまや大小1基等が整備され、飛び石があり、沿道整備もなされてきました。その上、毎年町、町職員を挙げて、垂井地区相川水辺公園が清掃奉仕されてきました。

そのことについて、先日の決算委員会の席で、同僚議員が担当課に「たまには清掃奉仕の場所をほかに変えてみては」と水を向けると、担当課からは「継続は力ですから」と返答、これについては全員思わず吹き出して笑ってしまったわけですが、その力とは一体何かは別としまして、ある程度達成された力は、今度はほかの地域に分散して平等に扱い対応すべきが本来の姿ではないでしょうか。

同じ名称の相川水辺公園とは聞こえがよろしいですが、表佐地区水辺公園、通称相川竹林公園は一、二年整備もせず放っておけば、もとの竹林に戻ってしまいます。聞くところによれば、ここはもともと竹やぶであったところで不法投棄が多いということで、12年ほど前に県によって竹林整備がなされ、以来今日に至るところであります。もとの竹やぶに戻れば、それこそもとのもくあみならぬ、もとの竹やぶ。もとの竹やぶとなってしまうとは、笑い話にもならないと思います。

これまで県の予算で県により整備がなされてきた竹林公園ですが、しかし今後将来にわたり、

県としてはこれまでのような整備予算の確保、整備の継続が難しくなっているという聞き及んでいます。

そこでお尋ねいたします。1つ目、表佐地区相川竹林公園の今後についてをお尋ねするものです。

次に、表佐地区相川左岸竹林公園を地域の憩いの場や散策場所とするには、竹林整備だけではだめではないかと思われまます。例えば対岸、向こう岸の右岸では、国道が通る相川橋から地蔵橋にかけて国道21号線沿いでは、寿会の皆さんのお世話で除草とともにお花畑がつくられ、通行する車両、通行する人々の目を楽しませています。それに続いて、ゲートボール場、バスケットコート、芝生広場。芝生広場では散歩、ランニング、パターゴルフ、バーベキュー、ボール遊び等、広く地域住民に多目的に利用されています。

このように、相川左岸周辺整備については、相川右岸のように竹林整備だけではなく、相川橋から地蔵橋までの間を総合的にもっと大きく捉えて計画すべきと思うわけでありまます。相川水辺公園、名称は同じでも垂井地区相川水辺公園と表佐地区相川水辺公園とでは、施設や整備の格差は歴然としています。

反面、垂井地区相川水辺公園の車両等の通行量と表佐地区相川水辺公園の国道21号線沿い相川橋、地蔵橋の車両等の通行量を比べると、表佐地区のほうが多いのではないかと思われまます。通行量が多いということは、それだけ通行する人の目にも触れているということです。

そこでお尋ねをいたします。2つ目、相川橋から地蔵橋までの相川左岸周辺整備計画についてお尋ねをするものです。

続きまして、大きく第2点目、生活援助サービス給付について。

平成26年6月医療法や介護保険法の改正を一本化した、地域における医療介護総合確保推進法の成立に伴い、介護保険制度が平成27年度から改正されることとなり、私は以前議会で法の改正点とその狙いについて、これまでとどのように変わるのかを、また地域間格差を生まないか、介護サービスの低下を招かないか、地域包括ケアシステムの構築等について、いろいろお尋ねをいたしました。

介護サービスの低下を招かないかの質問に対して、当時、市町村に事務が移ることから、多様な主体による多様なサービスが提供できるようになることから、身体介護につきましては現在指定を受けている事業所に、また生活援助につきましては指定の事業所のほかに地域のボランティア団体などの組織を利用し、幅広いサービス提供が可能となってくるということで、基本的にサービスの低下は生まれないと考えているとの当時の課長答弁でありましたが、7月21日付新聞によると、厚生労働省は訪問介護のうち掃除や調理、買い物など生活援助のサービスについて、要介護度が低い軽度者に対する給付を縮小する方向で本格的な検討に着手した。車椅子や介護ベッドなど福祉用具のレンタルと、バリアフリー化する住宅改修に関しても、軽度者は原則自己負担とするよう財務省が求めており、あわせて議論を含めた社会保障費の抑制が狙いであり、厚労省は年度末までに制度見直し案をまとめ、来年の通常国会に関連法案を

提出する方針とのこと。2018年度の実施を目指すに掲載してありました。これは、多くの高齢者にとってサービスの切り下げとなることを示唆しております。

生活援助縮小の検討対象は、要介護1・2の人、具体的には軽度者向け介護保険の対象から外して市区町村の事業に移す案が浮上しています。生活援助は掃除の利用が最も多く、次いで調理、洗濯、買い物の順ということです。

軽度者向けサービスをめぐっては、より軽度の要支援1・2を対象とした訪問介護と通所介護が2015年度から段階的に市町村に、我が町に移行中であります。生活援助のサービスについては、掃除の利用が最も多く、次いで調理、洗濯、買い物ということですが、こういった毎日、日常の生活援助を地域のボランティア団体などの組織に頼るとするのは、かなり難しい、無理があるとも思われます。平成27年4月より、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することとなりました。平成29年度には実施する必要があります。

そこでお尋ねをいたします。

1つ目、生活支援サービスの充実強化について、我が町のこれまでの取り組みと今後の取り組みについて、町の支援についてお尋ねをするものであります。

2つ目、新たなサービスの構築について、3つ目、体制の方向性についてお尋ねをいたします。

大きく第3点目、社会資本整備総合交付金について。

社会資本総合整備計画の期間、平成24年度から28年度、5年間で終わります。

そこでお尋ねをいたします。

1つ目、今後の計画について、2つ目、垂井町第5次総合計画との位置づけ、整合性についてお尋ねするものであります。

それでは、少し説明に入らせていただきます。

社会資本整備総合交付金は、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業やソフト事業を総合的、一体的に実施するものであります。

そこで、社会資本総合整備計画（市街地整備）を見ると、計画の期間としては平成24年から28年とあり、計画の目標は、垂井町は中山道垂井宿など多くの歴史的資産や一級河川相川を初めとする豊かな自然環境を有した町であるが、平成に入ってから町全体の人口はほぼ横ばいであり、中心市街地においては旧中山道沿いの商店街などは空洞化の進行や活力の低下が見られる。そこで、住むことに誇りを持てるにぎわいと憩いのあるまちづくりを目標とした都市再生整備計画事業を実施し、景観整備や観光、交流の場を創出するとともに、道路等の基盤整備の充実により、安心・安全なまちづくりや歴史的資産を活用した市街地の再生及び活性化を図るとあります。

そこで、都市再生整備計画を見ると、垂井町では都市再生整備計画を策定し、国の補助金である社会資本整備総合交付金を活用して、総合的なまちづくりを進めていますとあります。

都市再生整備計画事業とは、地域の特性を生かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と、地域経済・社会の活性化を図るための制度ですとあります。

社会資本整備総合交付金とは、市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して交付金を交付する制度であり、従来の補助金事業に比べ市町村の自主性、裁量性が大幅に向上することから、地域の創意工夫を生かした総合的、一体的なまちづくりを進めることが可能となりますとあります。

都市再生整備計画事業の目標は、住むことに誇りを持てるにぎわいと憩いのあるまちづくりとあり、計画期間24年から28年の5年間とあります。

垂井町第5次総合計画は、垂井町第4次総合計画の内容を踏まえながら、社会経済情勢の変化や新たな住民ニーズに対し、将来にわたって町を発展させるべく、重点的に取り組むまちづくりの方向性を中・長期的に明らかにしたものです。基本構想は、計画期間を平成20年度から29年度の10年間とします。基本計画の計画期間は、基本構想と同じ10年間です。

垂井町第5次総合計画は自治体運営における最上位の計画で、町のあらゆる施策や計画の基礎になるものです。そのため、施策や事業が適正に実施されたのか、目指すべき町の姿がどの程度達成されたのかななどを、住民の参加により総合的に評価します。その結果を住民と共有するとともに、施策や事業を柔軟に見直し、目標に向けた取り組みを行っていきます。

総合計画のまちづくりの将来像は、優しさと活気あふれる快適環境都市を目指すとあり、社会資本総合整備計画、都市再生整備計画の目標は両方とも住むことに誇りを持てるにぎわいと憩いのあるまちづくりとあります。これは、決して相反するとか相入れないもの、ある意味での文言ですので入れないというものではありませんが、仮に第5次総合計画に包含されるとしても、まちづくりの方向性が何かわかりづらい感がいたします。

また、計画期間にもずれがあるわけですが、社会資本整備総合交付金は、先ほども言いましたように従来の補助金に比べ市町村の自主性、裁量性が大幅に向上することから、地域の創意工夫を生かした総合的、一体的なまちづくりを進めることが可能となりますとありますが、平成26年から30年までの垂井町の社会資本総合整備計画を見ると、現道、道路ですね、の拡幅が6件、道路改良が1件、歩道橋新設、これが不破中橋だと思うんですが1件継続、防犯灯設置、散策路整備となっています。これは従来の補助事業、町単独事業がただ交付金にかわっただけで、特段の地域の創意工夫がなされたとは捉えにくいようにも思うわけでございます。本来は、地域の創意工夫を生かした総合的、一体的なまちづくりの中で、中・長期整備計画策定の中で進められるべきと思われる。

社会資本総合整備計画、都市再生整備計画の期間が終わります。

そこでお尋ねをいたします。

1つ目として、今後の計画についてお尋ねいたします。

2つ目といたしましては、垂井町第5次総合計画との位置づけ、整合性についてお尋ねをするわけでございます。

以上、大きく3点について御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 富田議員の質問の中で、1番目の表佐地区相川竹林公園周辺整備についてと、3番目の社会資本整備総合交付金について答弁をさせていただきます。

1点目の竹林公園の今後についてでございますが、相川河川敷の整備については、自然と景観を生かした憩いの空間を創出することを目指して、垂井地内の水辺公園を皮切りに順次整備を行ってきたところでございます。

計画については、整備の手法等について県と連携、協議しながら十分検討し、見直しを図るとともに、財源確保に努めていきたいと考えております。

相川竹林整備事業は、相川橋から地蔵橋の間、相川左岸河川敷にある竹林を人々が憩い、安らぎの場として利用できるようにすることを目的に、岐阜県で平成15年度から竹林の整備方針や新たな利用法、今後の整備活動や協働、連携のあり方についてワークショップを開催し、検討し、整備を進めてまいりました。以来、毎年相川竹林整備ワークショップを開催し、地域住民の方々とともに現在美しい竹林が整備されております。

相川河川沿いにおいてや、垂井町竹林公園の整備委託費が近隣市町と比較いたしまして多額となっており、実施主体の岐阜県においては、他市町にない偏った河川整備となっている現状を懸念しているところでございます。そこで、岐阜県大垣土木事務所より、今後運用方法に関し、場合によっては業務の縮小もしくは廃止する方向も視野に入れた相談が建設課にありました。

しかしながら、毎年ワークショップを楽しみにしてみえる方や竹林公園を散策してみえる方があり、地域の憩いと安らぎの場になっていることを鑑み、現状を維持したく実施する方法を模索しているところでございます。

今後、協働の観点からも、地元のまちづくり協議会など各種団体の事業、連携を視野に入れた整備のあり方について協議・検討を進めていきたい所存でございます。先日、表佐地区まちづくり協議会に地元の意向を伺っていただくお話をさせていただいたところであります。そういった御意見をいただきながら関係機関連携を密にし、竹林公園整備が継続できるよう岐阜県へ働きをかけてまいります。

2点目の相川橋から地蔵橋までの相川左岸周辺整備計画について、相川橋から地蔵橋までの相川左岸堤防道路につきましては、平成27年3月に町道認定を行い、綾戸80号線道路改良事業として川裏側に小段を拡幅し、生活道路として利用できるよう事業を進めているところでございます。事業の進捗状況につきましては、平成27年度に道路設計及び用地境界の立ち会い、現

在河川管理者である岐阜県と施工方法について河川協議を進めておるところでございます。今後、協議がまとまり次第、用地買収を行い、国の交付金を活用しながら進めてまいります。

続きまして、3点目の社会資本整備総合交付金について答弁をさせていただきます。

1点目の社会資本整備総合交付金についてですが、社会資本整備総合交付金は国土交通省所管の地方公共団体向けの個別の補助金を一つの交付金に原則一括化し、自由度が高く創意工夫を生かせる総合的な交付金でございます。

社会資本整備計画、都市局所管の都市再生整備計画事業につきましては、社会資本総合整備計画の基幹事業として位置づけられ、地域の特性を生かしたまちづくりを実現し、都市の再生を効率的に推進することにより、国民の生活の質の向上や社会の活性化などを図ることを目的としております。計画期間につきましては、富田議員が申されましたとおり、平成24年度からことしまでの5カ年でございます。市街地を中心とした計画面積467ヘクタールの範囲で計画を策定いたしました。しかしながら、今年度が最終年度となっているため、事業の事業評価を行い、その後町のホームページで公表してまいります。

次に、道路局所管の交付金について3事業を進めております。

まず1つ目は、渋滞対策に関する事業で、これにつきましては平成26年度から30年度でございます。2つ目につきましては、橋梁の維持・管理事業でございます。平成25年度から29年度でございます。3つ目につきましては、老朽化対策と生活空間確保対策事業ということで、平成24年度から28年度となっております。いずれの事業も5年間となっております。

議員御質問の今後の計画についてですが、先ほども申し上げましたとおり、今年度が最終年度となっております。都市局所管につきましては、今後でございますが、新庁舎周辺のインフラ整備、市街地の再生や活性化を図る事業を盛り込んだ新たな計画の策定を検討してまいります。続きまして、道路局所管につきましても引き続き計画を立ててまいります。

いずれにせよ、厳しい財政状況でございますが、国の交付金を受けることができるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目の垂井町5次総合計画との関係はについてでございますが、社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業につきましては、計画案作成のために事業課担当職員による検討会を開催し、垂井町5次総合計画実施計画に盛り込まれた事業、議員各位からいただいた御提案、及び地域住民から寄せられた御要望を集約し、本町のまちづくりを進めている中で重要となる政策課題を精査し、整備計画の策定に取り組みました。

今後、新たな計画を策定する際には、現在策定作業を進めております垂井町6次総合計画の内容とも照らし合わせながら各課連携を図り、計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 富田議員からの御質問のうち、私のほうからは健康福祉課所管

にかかります2つ目の生活援助サービス給付についてお答えをさせていただきます。

議員御説明のとおり、最近新聞やメディアにおいて報道されていますが、厚生労働省では要介護1・2の方の生活援助について介護給付からの見直しの検討などが始められたところがございます。今後も国の施策、動向には十分に注意する必要があると思われれます。

それでは1点目の質問、我が町のこれまでの取り組みと今後の取り組みについてですが、現在要支援1及び2の方が利用されています通所介護、訪問介護について、平成29年4月1日からも引き続き現行の指定サービス事業者において、介護予防・日常生活支援総合事業により今までの同様の各サービスを利用していただけよう準備を進めているところがございます。

また、有償、無償を問わず生活援助や通いの場の活動等が実施可能な団体の把握及び育成に努めてきました。

今後につきましては、議員御説明のとおり、さらなる制度の見直しなど、特に要介護1及び2の方への生活援助についても、全国一律の介護給付から市町の地域支援事業に移行されることも十分考えられることから、最新の情報を入手するとともに国の動向を見ながら対応を進めてまいります。

また、多彩な地域支援事業の展開につきましては、近隣市町とも連携を図り情報を共有しながら幅広いサービスの提供ができるよう努めてまいります。

次に2点目の質問、新たなサービスの構築についてですが、現在の指定サービス事業者やシルバー人材センターなどにおける緩和した基準によるサービスの提供であるとか、有償などのボランティア、NPOなどによる住民主体によるサービスの受け皿の確保に対して、支援が可能となる制度を構築していく必要があると考えております。

現在、町内では、専門の技術を持たず誰にでもできることや、介護保険制度外に係ることなどの生活援助に係るボランティア団体が既に活躍されています。また、垂井町社会福祉協議会では、地域において地域の方による生活援助を目的とした組織づくりもされており、組織の広がり活躍に大いに期待するところがございます。

今後も、さらに訪問、通所を問わず、地域の方々による多種多様の支援活動を期待するとともに、あわせて支援する方には高齢者の方が多いことから、支援者の介護予防にも大いに期待しているところがございます。

次に3点目の質問、体制の方向性についてですが、生活援助の充実強化につきましては、団塊の世代の方々が75歳に到達し、後期高齢者人口がピークを迎える2025年、平成37年度ですけれども、これに向けまして持続可能な介護保険制度の確立のため、安定したサービス提供ができる新しい事業所の算入とともに、地域ボランティアの育成を推進する必要があると考えております。そのためには、町社会福祉協議会との情報の共有、連携とともに、協働は必要不可欠であり、生活支援体制整備事業により進めていきたいと考えております。

また、新しいサービスを提供するに当たり、さまざまな主体の参画が可能になったため、中でも地域住民による取り組みとして高齢者の見守りや安否確認の声かけといったものまで、地

域のつながりが保てるよう地域を担う人づくり、地域が助け合うつながりづくりなど、地域福祉の視点も大切にしながら進めてまいります。

最後に、高齢者の方が住みなれた地域で健康で生きがいを持って生活ができるよう、住民の支え合いでつくる安らぎのある健康長寿のまちを目指し、多様な生活支援を初め高齢者の支援の仕組みとして、住まい、医療、介護、介護予防などのサービスが地域において切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に努めながら、介護保険制度のさらなる充実を図ってまいります。

以上、富田議員からの御質問についてお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 建設課長さんには検討する、模索している、いろいろと御返答いただきました。ありがとうございます。

それでその件につきまして、竹林公園については県との協議にもよりますが、割と差し迫った問題じゃないかと思っております。それと、左岸の大きな計画については、地元からも、どこの団体とは申し上げませんが要望が出ていると思います。そういうことも踏まえまして、町長さんに何かお答えがあればお願いいたします。簡潔で結構でございます。

それと、先ほどのボランティアにつきましては、どなたか先ほどの同僚議員で曲解されてと言われ、私も曲解されるといけませんので、ボランティアの方が無理だとかいうことが、仮にそんなときにはというふうにとっていただきたいと思います。私もボランティアに入っておりますので、そういう方がどんどんふえていけばこの町は問題ないと思っているわけですが、えてして日常的なこと、いつもということについては、ボランティアの方の生活もあり、高齢化ということもあり難しいものもあると思うんです。

それで、有償ボランティアというのは、ある程度成り立っていくんじゃないかというのがあるわけですが、有償ボランティアのほうに行くということは、やはり負担が大きくなるということにもなっていくと思うわけで、何らか町の御支援も必要ではないかと。これは将来のことでございますので、今現在、ボランティアを求めてどんどんやっついこうと思われているときに、何か水を差すようなことではいけませんのであれなんです、将来的にもそういうことも思うわけでございます。

この点につきましては、課長さん、もう一度有償ボランティアのことにつきまして御答弁お願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

竹林の整備についてでございます。

県が10年かけて、かなり大金を投入して事業を進めてきたところでございまして、先ほどの答弁の中にもありましたように、近隣市町と比べてちょっと突出しているようなところもあって、見直し等も進められるというような状況でございしますが、この間にやはりいろんな展開の仕方が考えられたのではないかというふうに思いますけれども、なかなかそれがうまくいかなかったと。それが、強いて言うと先ほど議員がおっしゃったように、もとの竹林に戻ってしまうと。もとのもくあみではない、もとの竹林というようなお話になるのかもというふうに思いますけれども、町といたしましてもやはりこうして楽しませている、あるいは散策に使われている場所でもございしますので、できれば何とかうまく継続してやっていけたらいいなというふうには思いますが、もう一方で、先ほどもう一点言われた相川左岸の相川橋から地藏橋の再整備のことにも絡んでまいりまして、現在、先ほど答弁にもありましたように、川裏側の道路をつけることに着手しております。やはりこの道路がつきますと、当然に高水敷の整備等にも進んでいけるわけでございますので、そういった中で今の竹林が本当にそこに必要なのかどうかということも含めて考える必要が出てくるというふうに思いますので、トータルの中でその景観整備について考えていけたらというふうに思っております。これは、計画の中では最初入っておりませんが、今後やはりこれは取り入れていくべきというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

ボランティアは、担当のほうからお願いします。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 富田議員からの再質問、有償ボランティアについてということで、お答えをさせていただきますけれども、その前に現在生活援助を行っておるボランティアというものが、今わかっているだけで垂井町内で3つの団体が、そのうち2つの団体につきましては地区で組織されたということで、今年度から活動を始められたということでございます。始められたばかりということで、まだまだ実際の活用というか利用というか少ないということをお聞きしております。

ただ、この有償ボランティアにつきましては、平成24年度から既に活動を始められているということで、実績としてはもう既にあるといった団体です。有償だから、高くつくから使われていない、使われないということではなくて、やはり必要だから使われるということかなと思っております。

それで、無償と有償というところは、やはり使われる方、利用される方がそこら辺を使い分けられるかなと。今の無償ボランティア、地域のボランティアですので地域の方にある程度限定がされてくるかなと思っておりますし、有償ボランティアにつきましては町内全域を対象としておりますので、そうなってくるとやはり利用の仕方も違うのかなと思っております。

それで、支援等々につきましては、先ほども答弁の中でお話をさせてもらいましたけれども、今検討しているというところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上で答

弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時10分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、第6次総合計画に向けての防災対策について、防災施策について一般質問をさせていただきます。

近年、特に異常気象による局地的豪雨や大型台風の上陸、震度7を超えるような地震の発生が大変憂慮されています。本町におきましても、海溝型の南海トラフ地震や内陸型として養老・桑名・四日市断層地震による被害が想定されているところであります。先月には、岩手小学校を避難場所として岩手地区での防災訓練が実施されております。

ことし4月には熊本地震が発生しました。また先月、台風10号によりまして、東北・北海道地域では甚大な被害をこうむりました。改めまして、被災されました皆様方に対し、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を望むものであります。

さて、本町におきましては、第5次総合計画後期計画の中で安全・安心なまちづくりの柱として、耐震化に必要な施策の成果指標として、公共施設の耐震化率が上げられております。その中間値といたしまして79.7%と目標値の65%を上回っており、今後さらに上昇させることとしております。

また、昨年、地域防災計画が抜本的に見直されておきまして、災害時や救済活動や避難活動が円滑に行うことができる防災体制の確立、地震や台風などへの防災対策での充実が図られてきているところです。この中で、避難指定場所、緊急指定避難場所としてのほとんどが公共施設が指定されております。住民の安全・安心の拠点となっているところであります。

しかし、役場庁舎を初め一部の施設では、I s値が低く、耐震性に問題があるため、地震災害に対しての欄は空欄となっており、不適切となっておるところであります。特に役場庁舎につきましても、災害時の防災拠点として機能が保持できない点での喫緊の課題でありましたが、さきの6月議会におきまして、旧ショッピングプラザ・アミへの移転が議決され、今後プロポーザル方式によりまして基本計画、基本設計が作成され、平成31年度完成というスケジュールで進められることとなっております。一日も早い新庁舎の完成が望まれるところであります。

また、これまで小・中学校、幼稚園、保育園など、各地域の公共施設の耐震化が進められており、幼児から小・中学生の日常生活的な生活の安全確保を最優先に進められていること、またその施設が避難場所となっていることから、住民の皆さんもこうした進めに対して大変安心されることと思っております。

その一方で、日常的に住民の皆さんが集う垂井、府中の地区センターや中央公民館、文化会館、町民体育館など、主要な公共施設の耐震化については今後早急に進める必要があるのではないのでしょうか。

平成20年度から始まりました第5次総合計画は、最終盤を迎え、これまでに実施してきた耐震化計画を総括し、第6次総合計画につなげていくことが重要と考えられます。そこで、第6次総合計画の中で安心・安全なまちづくりに向けての耐震化計画はどのように進められるのか伺います。特に新庁舎への移転に伴い、旧庁舎をどのように利活用されていくのか、また旧庁舎周辺の老朽化が進んでいる中央公民館、垂井地区センターの施設整備計画はどのように進められるのか。限られた財政運営の中で、これらの施設統合、または耐震化と同時に長寿命化措置が進められるのか、第6次総合計画に向けまして、その方向性について所見を伺います。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 角田議員の第6次総合計画に向けての防災施策について、私のほうから御回答申し上げたいと思います。

まず御質問の1点目でございますが、公共施設の耐震化計画につきましては、議員御指摘のとおり、公共施設は災害時の町民の指定避難所、緊急指定避難場所となっておりますことから、安全・安心のまちづくりを進める上でも最優先で取り組むべき重要な課題であると認識しております。垂井町では、平成26年の12月に垂井町公共施設整備方針を取りまとめ、庁舎を含みます重要な14施設につきましては、その整備方針を決定いたし、現在この方針に基づき耐震化の取り組みを順次進めているところでございます。よろしく御理解いただきたいと存じます。

一方では、議員の御指摘にもございましたとおり、限られた財政運営の中で、現存いたします老朽化した全ての公共施設を耐震化し、長寿命化を図り、維持管理していくことは、将来の財政運営を試算いたしますと大変厳しい状況になることが予想されるところでございます。

このような財政状況が予測される中、第2点目にお尋ねの公共施設の統合計画につきましては、公共施設の老朽化や利用の状況、今後の人口の見通し及び公共施設の維持管理、耐震化等に係る中・長期的な経費や充当可能な財源の見込みなどを的確に把握、分析した上で、今後の公共施設のあり方を考える必要があると、そのように考えておるところでございます。

その上で、議員御質問の公共施設の統合計画につきましては、今年度既に着手をしてございます公共施設等総合管理計画策定の中で、施設の更新、統廃合、長寿命化について、全庁を挙げてしっかりと検討を進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

最後の3点目の公共施設の利活用についてでございますが、特に新庁舎への移転に伴い、旧役場をどのように利活用するのかについての御質問でございますが、現役場敷地の利活用につきましては、平成27年度に策定いたしました新庁舎基本構想でも示されておりますとおり、新

庁舎の議論と両輪で進めることとしております。まさしくその議論、スタートしたばかりでございますが、今年度につきましては、御案内のとおり、岐阜大学の協力支援を得まして、垂井宿周辺地区コミュニティー形成支援業務の中で、現役場敷地の利活用の方法についての議論を深めてまいりたいと、そのように計画をいたし、現在推進しておるところでございます。その第1回目といたしまして、去る7日でございますけれども、垂井地区自治会長の皆様の御参加をいただきながら、サブテーマを「役場移転後の跡地利活用について考えよう」と題しまして、学生を交えてのグループディスカッションを開催したところでございます。この現役場敷地の利活用は、すぐに結論が出るものではございませんが、引き続き町民の皆様、そしてまた議員の皆様との議論の醸成に努めながら、新庁舎の議論と同時並行で現役場敷地とその周辺施設のあり方について十分議論を深めてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、こうした公共施設のあり方につきましては、議員御提言にもございますとおり、第5次総合計画に掲げます安全・安心のまちづくりの視点を十分踏まえながら検討を加えまして、今後策定が予定されております第6次総合計画にも反映できるよう、十分関係所管と連携してまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 角田議員の御質問につきまして、私のほうからは6次総合計画の観点で少し御答弁させていただきたいと存じます。

御存じのように、町では平成30年度から平成39年度までの10年間を計画期間といたします垂井町第6次総合計画に今年度より着手する予定をしておるところでございます。角田議員御指摘の耐震化でございます。どの市町村におきましても、公共施設の老朽化対策、長寿命化、それから耐震化が喫緊の課題でもございます。垂井町におきましても、従来から小・中学校の校舎、体育館等の耐震化はもとより、平成26年度に策定をいたしました垂井町公共施設整備方針に基づきまして、保育園等々の公共施設の耐震化を進めているところでございます。

そういった課題の中で、財政的な側面、あるいは代替施設の確保といった諸問題から、これらの対策事業がスムーズに進んでいないといったところも否めないところでございます。

こうした行政課題を踏まえ、国から各市町村に対して公共施設のファシリティーマネジメント的な位置づけといたしまして、公共施設総合管理計画の策定が義務づけられておりまして、当町にも、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、総務課のほうでこの計画が現在策定されている中でございます。当然、安心・安全といった観点から、第6次総合計画につきましてもそういった内容につきましては盛り込んでいかなければならないと考えております。しかしながら、やはり総合計画といえますのは、御存じのように、基本構想、基本計画という大きな

流れに沿っております。やはり今後、具体的な中身につきましては、今申しました公共施設総合管理計画等々がより具体的な計画になってこようかと思っております。しかしながら、その内容と総合計画につきましては、当然統一されてくるものと認識しておりますので、そのあたりについては十分理解をしていただきたいと思います。

それと、今後やはり課題になってまいりますのは、その計画を定めるに当たって、優先順位や手法等でございますけれども、それらにつきましても総合管理計画、あるいは第6次総合計画の定める折に当たりまして、十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

3点大きな件名でございます。

1つ目は、中・長期道路整備計画の策定について、それから2つ目に、食べ物アレルギー対策について、3つ目に、中小企業・小規模企業振興条例の制定についてでございます。

まず最初に、第1点目の中・長期道路整備計画の策定についてでございます。

本日、さきに先輩、同僚議員と質問の中で都市計画マスタープランと社会資本総合整備計画についてのお尋ねがされました。多少重複する面もあるかと思いますが、質問にあっては少し捉え方が私自身は異なっていると思っておりますので、通告どおりに質問をさせていただきます。

今年度、3月議会の予算概要について、第5次総合計画の体系に沿った重要施策の説明がございました。その中の施策第6の都市基盤については、安心して快適な住環境の提供に向け、道路や公園、上下水道など都市基盤の整備が取り上げられています。その中で、道路につきましては、住民と行政が連携して安全な道路の確保を図るとともに、土地利用の方針に基づき、便利さとゆとりのある道路環境の整備に努めていくと方向が示され、平成28年度の当初予算で、道路改良11事業、路側改良4事業、舗装改良1事業の実施で、予算としては道路橋梁費で約3億7,000万円が、またこの9月補正で約4,700万円が追加補正されております。順次予算の執行がなされております。

このほか、道路関係予算といたしましては、道路維持費の工事関係で2,000万円が計上され、特に住民要望にいち早く応えるべき予算として執行がされております。

垂井町には、都市計画法の規定により、本町の長期的なまちづくりの方向を明らかにし、今後展開する個別具体策の指針となる都市計画マスタープランが策定されております。全体構想、地域別構想、実現化方策に分けて構成され、将来を見据えた計画で平成32年を目標年次として平成18年に策定されています。この中で、全体構想の都市基盤整備方針で、将来に向けての道路網の設置が位置づけられ、国道、主要地方道、県道、都市計画道路等の方向が明確にされております。

また、このほか当町には国の交付金制度を利用して、地域の特性を生かして地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と、地域経済、社会の活性化を図るため、平成24年度から平成28年度までの5カ年事業として、道路、公園、河川、観光等を事業対象として都市再生整備計画が策定されております。また、住むことに誇りを持てるにぎわいと憩いのあるまちづくりとし、社会資本総合整備計画（市街地整備）を実施しており、今年度の府中92号線や岩手24号線道路改良ほか3事業が対象事業とされている現状であります。

しかしながら、私たち住民は、日常生活において安全で安心な生活道路の整備を要望しているのです。例えば道路舗装を捉えてみても、補助事業であろうが町単独事業であろうが、一日も早く舗装が完了し、利用できればそれがよしなのです。乱暴で勝手な考え方もかもしれませんが、これが住民の気持ちなんです。自治会からの要望は、これらの意味合いが多かれ少なかれ含まれているんです。

そこで、お尋ねということで5点ほどお尋ねをしようと思いましたが、さきに2点ほど重複しますので、お尋ね事項と内容についてだけで1番、2番については了とさせていただきます。まず1点目は、都市計画マスタープランの都市計画道路として8路線、延長29.6キロメートルが都市計画決定されており、現在の整備状況をお尋ねしますということでお尋ねしましたが、さきの質問で改良済みは9.5キロ、整備率は15.2%ということでした。

2つ目には、都市計画マスタープランの目標年次が平成32年度であります。平成28年、29年と垂井町第6次総合計画の策定業務に取りかかりますが、マスタープランの見直しはされますかという質問だったんですけれども、先ほど答弁でも公聴会とか縦覧、それから都市計画審議会等々を経て、変更など適切に明確にしていきたい。6次総ではこの都市計画道路を将来的には道路計画の位置づけとして考えていくということでしたので、取り下げをさせていただきます。議員の中には都市計画審議会委員さんもお見えですので、私としてはこの1番、2番については一応了とさせていただきます。

それでは改めて3点質問させていただきます。

社会資本総合整備計画が平成28年度までで第3回目の計画承認となっております。引き続き第4回とかいうふうに計画変更をされていくのでしょうか、ここらあたりをお尋ねします。

それから2つ目、これからの道路整備の基本的な方向を定めるため、中・長期垂井町道路整備計画を早急に策定すべきと思いますが、広く住民の意見を求めるために、住民代表を含めた（仮称）道路整備計画審議会を設置してはいかがかなというふうに思います。

それから3点目、ちょっと通告では件名とはずれておりますが、お許してください。3月定例議会で質問させていただいた塚之宮交差点の早期改良と国道の渋滞対策でございます。その後、約6カ月が経過しました。国道事務所との協議状況をお知らせください。

今年度で、この交差点に付随する町単独事業の歩道工事が8月末に完成いたしております。さきの総務産業建設委員会での報告では、国道事務所はこの交差点の改良に係る設計書を今作

成中だというふうに報告を承りました。平成29年度には、塚之宮交差点改良の予算措置は間違いないでしょうか。この3点についてお尋ねさせていただきます。

大きな2点目でございます。食べ物アレルギー対策についてであります。

昭和20年代生まれの私は、終戦後でもあり、子供のころの食べ物は今の時代の子供たちとは雲泥の差であり、欲しいもの、好きなものを食べることはできませんでした。おやつといえば、小麦粉を溶いてフライパンで焼いたり、塩を手にとって畑に行ってナスやキュウリ、トマトをかじっていたりしたのを覚えております。

ある本の統計から、現代の子供の好きな食べ物ベスト10は、ハンバーグ、スパゲティー、空揚げ、ポテトフライ、エビフライ、豚カツ、カレーライス、ラーメン、オムライス、コロッケというような順になっております。どちらかといえば、味の濃いのが好まれているようです。

また、子供の人気のおやつとしては、1つ目はビタミン豊富な果物、イチゴ、メロン、バナナ、リンゴ、桃、ブドウなどがございます。2つ目にはクッキーやビスケット、3つ目はスナック菓子、ポテトチップスとかですね。4つ目はプリンやゼリー、そして5つ目はヨーグルトというふうになっておるそうです。

ちなみに子供の嫌いな食べ物としては、セロリ、ゴーヤ、レバー、ピーマン、納豆が上げられております。

最近では、食べ物アレルギーの問題もあり、学校給食でも全部食べることは正しいという、いわゆる昭和の時代によく聞かれた考え方も変化しているようです。

日本には優秀な伝統的な調味料がたくさんあります。塩、しょうゆ、みそ、酢、みりん、ひしお、たまり等が上げられます。現在、日本が使用が認められている食品添加物は1,485品目あるそうです。名前や種類は省きますが、指定添加物、化学合成品ですね。それから既存添加物、天然由来品、それから天然香料、一般飲食添加物に分けられるそうです。専門分野の方はよく理解されていると思います。反面、日々食生活の中で、これだけは避けるようにしたいという特に危険度が高い食品添加物を見てみると、合成着色料や天然着色料、合成甘味料、漂白剤、防カビ剤、結着剤等を使用したものはなるべく食しないように指導がされておるそうです。

そこでお尋ねをいたします。4点ございます。

1つ目、学校給食において、文部科学省では食べ物アレルギー事故防止の徹底を図るため、具体的な方針やマニュアル等を作成するに参考となるべき指針が作成されていますが、当町にはこれらを受けての対応マニュアルが整備されておりますか。整備されておれば、概略の内容をお聞かせください。

2つ目、保育園給食について、食べ物アレルギーの防止策はどのようにされておるのかお聞かせください。

3つ目、牛乳についてお尋ねします。容器は瓶か紙パックかどちらですか。また、牛乳には低脂肪牛乳、加工乳、乳飲料が含まれています。成分無調整牛乳が本物の牛乳と言われている

すが、当町の牛乳の成分はいかがですか。

4つ目、食べ物アレルギーの患者さんは増加の一途をたどり、その多くが乳児期に発生するため、摂取する食品が制限され、お悩みのお母さんも多いと思います。食生活、食育、栄養、運動などを網羅するような冊子やパンフレットを作成し、全戸配付などされてはいかがでしょう。この対応については保健センターが妥当と思いますが、いかがでしょうか。

次、大きな3点目、中小企業・小規模企業振興条例の制定についてでございます。

全国の390万の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠であります。

しかしながら、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造の変化に直面しており、需要の低下、売上や事業者数の減少、経営者の高齢化などの課題を抱えています。

このような厳しい状況にある中、国においては平成26年6月27日に小規模企業構造基本法が公布され、地方においても小規模企業振興に関する施策を策定、実施する責務が明記されました。これを受け、岐阜県においては、岐阜県中小企業・小規模企業振興条例が平成28年4月1日に公布、施行されました。この県条例の第5条では、市町村の役割が規定されております。市町村は基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策が効果的、かつ効率的に実施されるよう、国、県及び市町村と連携し、その地域の特性を実施するよう努めるものとする位置づけられております。このほか、この条例には県の責務、中小事業者の努力、中小企業団体の役割、大企業者の役割、金融機関の役割、大学等の役割、県民の協力等が規定されております。

また、垂井町商工会が法律の改正により、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制を構築するため、経営発達支援計画が策定されました。この中身的には、第6次総合計画のある分野に引用してもおかしくないような内容だと思っております。御存じですよね。

そこでお尋ねします。

垂井町としても、中小企業の成長や小規模企業の振興と持続的な発展を図ることを目途とする中小企業・小規模振興条例を早期に制定する必要があると思いますが、御見解をお聞かせください。

以上、御質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 山田議員の1点目の質問で、中長期道路整備計画について御答弁をさせていただきます。

1点目、2点目につきましては、重複しておるということで、割愛をさせていただきます。よろしくお願いたします。

3点目の社会資本総合整備計画は引き続き変更計画されていくのかについてでございますが、社会資本総合整備計画の都市再生整備計画事業につきましては、先ほど申しましたとおり、社

会資本の骨幹事業として位置づけられております。地域の特性を生かしたまちづくりの実現、都市の再生を効率的に推進することにより、国民の生活の質の向上や社会の活性化などを図ることを目的としております。先ほど申しましたとおり、この事業期間につきましては、平成24年度から今年度、28年度まででございます。市街化地区を中心とした計画面積も、先ほど申しました467ヘクタールの範囲で計画を策定しております。

今年度、最終年度となるわけでございますが、この事業評価を行い、その結果をホームページで公表してまいりたいと考えております。

議員御質問の、引き続き変更計画をされていかないかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、最終年度になっております。継続はいたしません、しかしながら、今後でございます。新庁舎周辺のインフラ整備、市街化の再生や活性化を図る事業を盛り込んだ新たな計画の策定を検討してまいります。

いずれにせよ、厳しい財政状況でございますが、国の交付金を受けることができるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の道路整備計画審議会を設置し、中・長期的垂井町道路整備計画を策定してはどうかについてでございますが、道路交通網は交通のほか、定住、交流、生産、物流等の重要な機能を持つ都市基盤であり、中・長期的な道路整備計画の非常に大切なものであると認識しております。現在、町では市街化区域の未利用地の住宅化を誘導するなど、ストック効果のある道路の整備を図っております。

議員言われますとおり、住民参加による道路整備計画審議会の設置は、道路網の問題点や課題を踏まえ、今後道路整備計画について調査・審議する上で有効であると考えております。今後、近隣市町や先進地を調査・研究し、検討してまいりたいと考えております。

5点目の塚之宮交差点の早期改良と国道の渋滞対策、平成29年度には塚之宮交差点改良の予算は間違いのないのかという質問でございますが、3月議会に申し上げましたとおり、国道21号塚之宮交差点改良事業につきましては、平成27年度より国において事業化され、平成28年度には調査、測量設計を実施する予定と聞いております。町といたしましても、国と緊密に連携をとり合いながら、設計等の検討状況を情報共有いただいているところです。平成29年度の予算措置につきましては、現在国において予算編成作業中であり、間違いなく予算確保ができるかどうか回答できないと聞いております。

町といたしましても、本事業の重要性を鑑み、今後予算獲得に向けて、行政、議会、地域住民、また関係機関及び団体との連携を密にし、事業が円滑に推進できるよう働きかけを実施してまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 山田議員の第2点目の食物アレルギー対策につつま

してお答えをさせていただきます。

1点目の学校給食における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、具体的な方針やマニュアル等は整備されているのかについてでございますが、本町では独自の食物アレルギー対策対応マニュアルを作成・整備しておりませんが、平成26年12月に岐阜県教育委員会が作成しました学校における食物アレルギー対応の手引きを対応マニュアルとして活用し、食物アレルギー事故防止の徹底を図っております。

この手引きは、事故等の未然防止の徹底を主とした食物アレルギー対応について、次の6点を基本方針としております。

1点目は、医師による診断、指示に基づき適切に対応することです。2点目は、該当児童・生徒の状況、学校の状況等を総合的に判断し対応することです。このことは、食物アレルギーを持つ児童・生徒の実態は、原因物質、症状、発症の仕方はさまざまであること、医師の指示に基づき児童・生徒の状況を把握し、個々のプランを立てて対応するということでございます。3点目は、関係者が常に情報を共有し、役割分担を明確にして対応すること。4点目は、対応が必要なさまざまなケースを想定することです。このことは、給食のみならず、家庭科の調理実習、修学旅行など、さまざまな活動場面で万全の構えをした上で活動するということでございます。5点目は、該当児童のみならず、周りの児童・生徒も含めて食物アレルギーに対する理解を深める指導を行うこと。6点目に、教職員が食物への理解を深め、教職員の誰もがアナフィラキシーなどの緊急時に適切に対応できるよう研修をすることです。

また、手引きには緊急時対応マニュアルとして対応の手順、緊急性の判断の仕方、エピペンの使用の仕方など、誰にもわかりやすく示しております。本町では、手引きの方針とマニュアルに従い、入学時に食物アレルギーの有無を項目にした保健調査票の提出を求め、該当する児童・生徒に対しましては、医師の診断・証明を求めております。その上で、管理指導票を作成し、保護者との面談を通して、個別にアレルギー対応の協議をしております。

また、各学校では、学校長のもとに食物アレルギー対応委員会を設置し、個別の対応にかかわって教職員への共通理解を図っております。

給食センターでは、各学校からの麦御飯、麺類、パン、牛乳についての給食停止の届け出により、停止の対応をしております。他の食品につきましては、スクールランチアレルギー一覧表を保護者に配付しておりますので、必要があれば保護者の判断で除去、または代替食を持参していただくようお願いしております。

次に、3点目の学校給食の牛乳につきましては、容器は紙パックで、成分無調整牛乳を提供しております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 山田議員からの御質問のうち、私のほうからは2つ目、食べ物

アレルギー対策についてお答えをさせていただきます。

初めに2点目の質問、保育園給食について、食べ物アレルギーの防止策はについてですが、本町の保育園、こども園では、食べ物アレルギーやエピペンを正しく使うための研修をもとに、保育士が独自に食べ物アレルギーガイドラインを作成しております。現在、このガイドラインに基づきまして、全ての保護者の方に食べ物アレルギー調査を行い、園児に食べ物アレルギーがある場合には、個別に保護者と面談をしながら調査票を作成し、除去、代替食を提供しています。さらに、食べ物アレルギーによる事故を防ぐため、毎月の献立表を保護者の方に渡し、除去すべきメニューや食材をチェックしていただき、給食を提供する前には、調理員、保育士がそのメニューと提供する給食を確認してから園児に提供するようにしております。

また、エピペンを所持する園児に対しましては、食べ物アレルギー消防連絡マニュアルというものを作成しておりますので、保護者の了承のもと、その情報を事前に消防署へ伝えておき、万が一の事態に素早く医療機関とも連携がとれる体制をとっております。

今後も引き続き、保育者の食べ物アレルギー知識の習得に努めるとともに、事故を起こさないための日々の対応に努めてまいります。

次に3点目の質問、牛乳について、容器は瓶か紙パックかでございますが、また当町の牛乳の成分はについてですが、本町の保育園、こども園では、1リットル入りの紙パックに入った成分無調整牛乳を提供しております。

次に4点目の質問、食べ物アレルギーの患者増加に対する冊子等の全戸配付についてですが、アレルギー疾患は、食品だけでなく、動物やハウスダストなどさまざまな原因により発病しており、文部科学省が2013年に発表しました食べ物アレルギーのある公立小中高の児童・生徒数は全国で約45万人となっており、前回調査時の2004年が約33万人であったことを考えますと、議員御指摘のとおり、その数は年々増加しております。また、食べ物アレルギーを持つ児童・生徒の中で呼吸困難や腹痛、じんま疹などアナフィラキシー症状を起こした経験がある子供は約4万9,000人となっており、前回調査時より約3万1,000人増加し、その中には重篤なアレルギー反応によって死亡した事案も発生しているところでございます。

現在、町といたしましては、アレルギーに対する冊子やパンフレットの配布は行っておりませんが、こうした状況を踏まえまして、特に乳幼児を抱える保護者の不安が大きい状況にあることから、保健センターで行っております4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児の乳幼児健診におきまして、医師や管理栄養士による個別相談を実施し、子供一人一人の状況に合わせた診断、指導や助言を行うとともに、保護者の不安の軽減に努めておるところでございます。

今後も引き続き、保護者への適正な指導、正しい知識の普及に向け、それぞれの状況に応じた個別の対応を行ってまいります所存でございます。

以上、山田議員からの御質問についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 私のほうからは、山田議員からの3点目のお尋ね、中小企業・小規模企業振興条例の制定についてということで御答弁をさせていただきます。

議員の質問にもございましたとおり、平成26年6月に小規模企業振興基本法が制定され、同年10月には基本計画が策定されたところでございます。これは、人口減少を初めとする我が国経済社会の構造変化の中で、商店街や町工場に代表される小規模企業を取り巻く状況は厳しくなっており、現在の事業を維持するだけでも大変な努力が必要となっているため制定されたものでございます。

この状況を踏まえて、基本法においては、地域で雇用を維持し頑張る小規模企業を正面から支援したいとの考え方のもと、中小企業基本法の基本理念である成長発展のみに限らず、企業の持続的発展を小規模企業の振興の基本原則と位置づけたものでございまして、事業規模や売上の拡大に限らず、技術、ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持といった事業の充実を図ろうとするさまざまな取り組みを含むことを概念とされているところでございます。

当町におきましては、製造品出荷額、従業者数を見ても製造業が最も多く、金属製品や汎用機械器具製造業、プラスチック製品などの下請事業者も多く存在し、垂井町の経済活動を支えているところでございます。また、事業所別や従業者数別で見た場合での卸売・小売業の割合が高いことから、地域経済、雇用といった部分においては小規模企業の振興については、その重要性は非常に高いと認識しております。

このような状況の中で、平成26年10月に経済産業省が定めた基本計画において、市町村の役割とは国、県との連携を図ること、地域の特性に応じた施策を策定し、実施すること、小規模企業が地域社会に貢献していることを積極的に広報、発信することなどが盛り込まれ、さまざまな支援機関の機能を十分に引き出せるよう配慮するものとされております。

これらのことから、まずは産官学金、金は金融機関でございしますが、これらなどの関連機関との調整を図りながら、支援体制の整備を十分確認した上で、中小企業・小規模企業振興条例の制定は有効な手段であると考えます。したがって、条例の制定につきましては、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略における位置づけなども踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上、山田議員からの3点目のお尋ね、中小企業・小規模企業振興条例の制定についての答弁とさせていただきます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 御答弁ありがとうございました。

再質問を少しさせていただきます。

まず、第1点目の中・長期道路整備計画でございます。

一応、社会資本総合整備計画は今年度で終わりだというのはよくわかっております。しかし

ながら、毎年予算に計上される道路新設改良費、何の何号線の道路改良とか、何の何号線舗装改良とかというようないろんな形が出てまいりますけれども、私どもはいわゆるそれを、予算書ができ上がって、手元に来てから初めて次年度の道路計画がこれだなとしかわからないんです。本来でいえば、例えば道路舗装修繕はどうか、路側改良はどうかと私は言いません。都市計画マスタープランの都市計画道路もあわせながら、垂井町の道路整備としてはどういう路線をどのようにいくか。これは完全に資金の必要な事業なんです。そこらあたりをしっかりと見据えた中で、特に交付税では、道路の新設については延長とか面積となると交付税算定がかなり高くなるわけです。そこらあたりをしっかりと見据えた中で、中・長期道路整備計画、これは絶対に出してほしいです。

ことしの当初予算にありましたように、ある方がおっしゃった。私の地域では道路の整備が一本もないじゃないかと言われる。これが言葉に出てくるということは、いかに計画的な道路整備計画をしていないかということなんです。思いつきと言ってはだめなんですけれども、それは大変申しわけないんですけれども、やはり道路整備計画というのは必要なんです。そこらあたりをしっかりと見据えて、これはぜひとも策定をしてほしいと思います。

それから、坂之宮交差点、予算の編成時期ですから、国道事務所、29年度には予算計上するとかどうこうというのは言えないでしょう。それはわかります。しかしながら、今設計中なんですよね。設計をされてくると、多分打診が町に来ると思うんです。当然その段階で、いいか悪いかというのはあると思いますが、いつかの段階ではその近辺、いわゆる地権者も当然あると思いますけれども、当初の計画を図面をあらわしたような、ああいうがやがや会議、いわゆる炸裂するような会議にならないように、事前に十分設計協議を、設計ができた段階で地元地権者と話をさせていただくようによろしくお願ひしたいと思います。この観点についてお願ひします。

それから大きい2つ目、食べ物アレルギー対策。マニュアルがないというのは私、びっくりしました。本当にこれはどうなっているんですか。責任者は誰になるんですか、有事の際には。

これは、あくまでもつくりなさいとは言っていないよ、文科省は。指導しているんです。指導しているんだったら、やっぱり何かかんかの対応策はとるべきじゃないですか。もちろん保育園もそうですよ。保育園なんかはなおさら、また保育士が策定しているという。それから、何かあるといけないから調査をしてやる。そんなものじゃないでしょう。もう一度原点に戻ってしっかりとアレルギー対策、考え直してください。

それから第3点目であります。

答弁で、条例の制定について前向きにということで、非常に私としても安堵しておりますけれども、早急をお願いをしたいと思います。

まず、ちょっと余談で申しわけないんですけれども、先ほど製造品出荷額、工業統計調査の話が出ましたのであれなんですけれども、第5次総合計画の製造品出荷額の目標値、平成24年、1,300億円というふうになっております。後期計画も同じ1,300億円、平成29年度は1,500億円

というふうになっております。

平成26年時点で見ますと、1,246億円、まあまあ平成24年の目標値には近いんですが、年度はもう2年ずれているんです。2年ずれて、24年の数値に何とか8割方が近づいているということなんです。

それから、聞きませんが、企業誘致、目標、平成24年では3件を誘致すると言っています。ところが、実施計画では平成24年はゼロ件になっておるんですね。もう企業誘致はできないというふうに、もう頭からこういうふうに出しているんですね。

それから商業統計調査、これについては年間消費販売額、第5次総合計画、平成24年度の目標値は後期計画も一緒です。300億円と出ているんです。平成26年の時点では194億円なんですね。約100億円がまだ下回っているんです。確かにこれについては、町独自で対策ができる、そういった問題点はあるかと思えますけれども、やはり目標数値を掲げた以上は、それなりの努力、今までいわゆる商工振興策を見ましても、町長がおっしゃる所信表明とはちょっと、もう少し積極的に取り組んでいただく必要があるのではないかと思います。

いろいろと申し上げましたけど、答弁をお願いします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

多岐にわたっておりますが、全て答えられる分答えていきますので、よろしく願いいたします。

まず、道路の中期・長期の整備計画についてでございます。

議員おっしゃいますように、ある部分、先ほど1回目の質問でおっしゃったように、住民の方にとったらどこから財源が出ようが道路が舗装され、つけばいいんだということでございますけれども、やはり執行する側としては、財源をどこからとってくるか、どういうふうに確保するかということも大事になってまいりますので、そういった部分でやはりいろんな制度等を確認しながらやっていくところもでございます。また、交付税算定という部分にもはね返ってくるわけでございますので、やはりある部分、計画を持ってやっていく必要がございますが、その計画のもとになりますのがやはり自治会、地元の要望であるとともに、町として、今の先ほどから都市計画道路の話もございませけれども、大きな大所高所に立った中での道路整備、地域の開発ということにもかかわってくる場所がございます。

基本的には、実施計画の3カ年を通じて、この3年以内、あるいは近の5年ぐらいでどういったことをやっていくかというようなことをお示ししながら進めていくのが大きなものが出てまいります。そのほかには、やはり市街地の整備等の関係が出てくるわけでございますけれども、なかなか中・長期の計画を一発ですぐ示すというのは、なかなか時間がかかって難しいところがあると思います。こちら辺はやはり、どういう形のお示しがいいのかということはいくらから検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

また、塚之宮の工事に関しましては、まさに今国道事務所のほうが予算の獲得に動いておる時期の中で、確実にこれをつけますということは返事できないのはある部分やむを得ないところかなというふうに思いますが、我々としましては、今の南に向かって歩道の工事を始めておりますし、建物の売却等も済んで更地にしておりますので、今後進めていく上で、国の事業のしっかりとした後押しをする中で、こういった要望を重ねる。そしてその中で議員がおっしゃいましたように、地域との協議のときに、この間のときには一方的に国のポンチ絵的なものを出してちょっと物議を醸したところがございますけれども、しっかりとした協議の中で対応していきたいと考えております。

いずれにしましても、やはり今の国道の改良につきましては、御所野の交差点が済みまして、塚之宮、そして綾戸という形で進めていくわけでございますけれども、何とか確実に進めるように予算確保に努めながら、地元の方の御理解を得ながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから食物アレルギーに関しましては、県のマニュアルを十分にしんしゃくしながら使っておるところでございますので、もちろん保育園に関してもそういった形で準拠しておると思っております。当然大前提になる大きなものがあつた上での対応でございますので、それをしっかりと使う中で対応していきたい。責任の所在は当然に管理する側にあるわけでありましてけれども、そのマニュアルについては準拠するところがございますので、そういったものをしっかりと活用する中で対応していきたいというふうに考えております。

それから中小企業の基本法の振興条例に関してでございます。

製造品の出荷額のお話もございましたけれども、実はこの中小企業振興基本法、さきの参議院選で岐阜県から選出された議員が、母体が商工会の関係ということもございまして、この基本条例の制定には大変尽力をされておられて、そのお話も伺っておるところでございます。中小業者にとって、資金が使いやすくするために頑張りましたというようなお話も伺っておるところでございますけれども、今回、この振興条例を町村でつくるとなると、やはり内容的には余り具体的に踏み込んで、融資どうのではなくて、国、県との調整をどうしていくか、ある分アウトなところが結構メインに出てきてしまうような状況になります。

そういった部分、やはりまず法整備して、それから内容に入っていくわけでありましてけれども、私どももできるだけこの条例をつくる中で、地元の垂井町にとりまして中小企業がメインでございますので、これを支える体制をしっかりとつくっていきたいという思いで、今回、この条例の制定については前向きに考えていきたいという答弁をさせていただきますけれども、その内容につきましては、ある部分限られたところがございますので、今後また議案を上程いたしました折には、しっかりとまたもんでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願したいと思っております。

○議長（丹羽豊次君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） それでは、議長のお許しが得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

最後でございますので、早速第1点目の質問から入らせていただきます。

第1点目は、観光行政についてであります。

私は20年ほど前、ある人、これは行政の長の方ですが、ある人にもっと観光客を迎えるような行政を進めてはどうですかとお尋ねしました。返ってきた答えは非常にそっけなく、ノーという答えでありました。理由を聞いてみますと、観光客が幾ら多くなっても、地方行政の財政は全くよくなる。観光客は素通りの人が多く、無駄な政策だと述べられました。私は、そんなのかなあと思いながら、確かにずうっと昔は交付金を頼りにしている小さな市町村にとっては、観光に力を入れるよりも補助金のつく事業を進めるほうが楽であり、安定した行政運営ができたと思います。

最近では、国の政策にも地方の活性化に力を入れています。そして、先月、ブラジルのリオデジャネイロで行われたオリンピックにおいては、初日からのメダルラッシュで過去最高のメダル獲得となり、4年後の東京オリンピックに大きく弾みをつけたところであります。

次には、岐阜県においても活性化策を出しております。インターネットの資料によりますと、平成27年度の岐阜県観光連盟の事業計画の実施方針には、次のように書かれています。ちょっと長いですが、ASEAN諸国を中心とした諸外国の経済発展や円安、渡航手続の簡略化により、東南アジアを中心とした外国人来訪者の増加は過去最高を記録するなど、インバウンドは活況を呈している。また、国では2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催年には、2,000万人の外国人誘客を目指しており、今後もさらに増加することが期待されている。中略、真ん中飛ばします。これらの話題を国内外からの観光誘客のチャンスと捉えた取り組みに重点を置くとともに、県の観光戦略と歩調を合わせながら、県内各地域や観光関連事業者の皆様と連携をさらに強化し、会員の商品販売支援による観光消費額の拡大に資するための誘客促進事業に積極的に取り組むと県の方針はあります。

そうした国や県の地方活性化の取り組みの中において、垂井町では昨年度、観光ブラッシュアップ事業として三菱UFJリサーチアンドコンサルティング株式会社へ委託され、垂井町内の観光誘客数とか観光事業の方向性が出されました。その報告においては、まず入り込み客数が分析されており、垂井周辺においては、お千代保稲荷がトップで年間約190万人となっています。近くの池田温泉は約78万人、養老公園は約48万人、垂井町の南宮大社は約40万人となっています。その他、いろんな問題点が指摘されております。宿泊の問題、観光資源など、これからの取り組みについて方向性が提案されております。

ことしの予算は、そうした方向性を考慮に入れているようには思えません。目玉的な政策がうかがえないようにも思えます。

そこで1つ目の質問は、4年後の垂井町の入り込み客数の目標についてお伺いします。2020年のオリンピックの年には、全国で2,000万人の外国人が日本にやってくるとの目標でありま

す。これは現実になるとすごいことだなあとと思います。少なくとも、日本中全体に影響を受け、たくさんの外国人が垂井町にも見えるのではないのでしょうか。現状での入り込み客数は南宮大社の40万に加えて、垂井まつりや5月のこいのぼりを見に来る観光客を入れてもほぼ50万人程度とされております。町長は、4年後のオリンピックイヤーの入り込み客数をどの程度お考えでしょうか。目標をお持ちなら教えていただきたいと思います。

2つ目の質問は、観光スポットへの誘客方法についてお尋ねいたします。

まず、観光客の誘客方法としては、観光協会のホームページがあります。現状は非常に充実したホームページだと思いますが、それだけでは垂井町がわかるようなものではないと思います。40カ所の観光地や垂井ブランドの食べ物などを並べているだけでなく、垂井町行政がフォローすることが必要であり、政策が見えることが大事だと思います。

さらに、観光地を回るルートがもっとはっきりとわかるような地図も入れたらよいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

もう1つの誘客方法として、駅前の観光案内所があります。あれだけよい場所にありながら、もっと有効に利用できないのでしょうか。先日、来客数が1万人を突破したとのことで、めでたい話ではありますが、例えば観光品の販売品にしても、シャツとかタオルなどの物品ばかりでなく、商工会の協力を得て、食べ物の土産品を置くなど、行政と観光協会がさらなる連携を図り、観光行政に取り組みられれば、観光客の誘客につながると思いますが、町としてのお考えをお聞かせください。

3つ目の質問は、イベントについての考え方についてお尋ねします。

垂井町のイベントには、ふれあい垂井ピアを初めとして、垂井まつり、宮代まつり、表佐太鼓、中山道まつりなど多くありますが、入り込み客数としてはそれほど満足するような数値ではありません。それは、やはりほとんどがマンネリ化しているようなところにあるのではないのでしょうか。市民参加や企業が積極的に参加できるようなイベントが必要なように考えます。

また、インターネットの資料によりますと、観光行政で検索すると、千葉県の茂原市の一般質問が出ておりました。その内容は、まさに私が思うことと同じであり、その質問をそのまま紹介します。

茂原七夕まつりは85万人の観光客で大盛況に終わったが、市内製造業はグローバル化に伴い海外に拠点を移すなど、雇用状況は悪化の傾向にある。変わる産業として、観光振興を通し、地域の活性化及び雇用の創出をどのように図るか伺いたいとの質問でありました。まさに観光行政とは、上記の質問のように、雇用の創出に結びつくものでなければなりません。また、85万人の観光客の内容をさらに見てみますと、七夕まつりは3日間で駅前通りを封鎖して、よさこい踊りとか、阿波踊りとか、さらには出店やフリーマーケットもあるようです。そこには、企業や一般市民が参加しており、自分たちだけでなく、観光客にも楽しんでもらえる企画がうかがえるようであります。

茂原市は、9万人の大きな都市であります。垂井町とは規模も差がありますが、市民参加

という面では参考になると思います。

2020年の東京オリンピックにあわせ、ふれあい垂井ピアのあり方も、町民や企業や商工会が中心のイベントを考えてはいかがでしょうか。

第2点目の質問は、自治会要望への対応について質問いたします。

毎年、自治会からの要望がたくさん出されております。それに対する対応に追われていることが予算書や決算書からもうかがえます。しかし、町民のほうから何度要望してもなかなかやってくれないとの苦情を耳にします。そこには行政と町民の間には大きなギャップのようなものを感じます。行政の方はいろいろと優先順位を決めてやっても、町民はまだかまだかと毎年のように要望を出されている方もいるようです。

そこで私は、平成27年度に要望された自治会要望をまとめてみました。正確な数字ではありませんが、ある程度の方向性は出ていると思います。その内容は別紙に添付しましたが、こういうものでまとめて皆さん持っていると思いますが、全体での要望件数は464件となっています。数値のばらつきはありますが、7連合自治会で平均60件から75件程度の要望が出されているわけです。要望の内容を項目別に見てみますと、最も多い要望が側溝、排水路、河川に関することで114件、2番目が道路改良、歩道関係で96件、3番目がカーブミラーで53件となっております。それに対し、平成27年度の決算資料によると、水路関係で約30件の工事が実施されており、道路関係は約36件が整備されています。すなわち、両方で約200件の要望に対して66件の工事が実施されており、おおよそ3分の1が実施されているという結果になっています。

そこで1つ目の質問ですが、自治会要望に対する処理をどのようにされているのかについてお尋ねします。各課においてそれぞれの対応が違うのであれば、お示しいただきたいと思います。また、対応処理において、役場内で統一された手順のようなものがあればお示しいただきたい。いずれにしても、町民の要望に対する不充足感と行政の優先順位に行っている手順の間には、何らかのギャップがあるように思います。そのギャップを感じているのなら、できるだけ少なくする方法を答弁いただくとありがたいと思います。

2つ目の質問は、要望様式の統一化について質問します。

この自治会要望書は、各自治会とも写真を添付して、非常にわかりやすくなっており、以前の要望書とは比較にならないほど前進しております。要望書の中には、表佐連合自治会とか、宮代連合自治会の要望書は全体のまとめがあり、さらに理解しやすく、わかりやすくなっております。

しかし、要望様式において、各自治会ともばらばらであり、要望書を行政において理解しようとするときに、整理の仕方に無駄が出るのではないのでしょうか。また、読みやすさの差とか、理解の仕方で不公平が出る気がしますが、不公平はないのでしょうか。

以上の点から、統一様式を提案しますが、いかがお考えでしょうか。

第3点目の質問は、ユニチカ前の布設管、下水管布設工事についてお尋ねします。

この事業は、ユニチカ前の道路に下水道管を入れていく工事ではありますが、今回の工区は第

1工区がユニチカ前東側の道路約350メートルの間、第2工区が博愛会から西へ380メートルの間の工事であり、同じ時期に同時に下水管布設工事を行うものであります。

先日、議会全員協議会の場合において、工事説明がされ、議決は済んでおりますが、私はその場において、工事に入る前に住民に事前説明をされてはどうかと町長にお尋ねしました。しかし、町長は、いつもどおり事前説明は必要なく進めますとの答弁でありました。しかし、ユニチカ前の道路には多くの企業や個人営業の方が隣接しており、説明もなく急に工事に入られると非常にトラブルが発生するように思われます。

私も工場での経験がありますが、急に工事になると、いつ納入時期がよいかとか、納期おくれの心配などが発生します。また、個人営業の方においては、通行人の減少などから営業行為に影響が出ることが予想されます。前もって工事内容が理解できていると、業者に連絡したり、常連客に連絡することもできます。問題は、工事時期が半年続き、その間中片側通行を余儀なくされることとあります。ユニチカ前は普通の生活道路ではなく、産業道路的基幹道路であるとの認識をしております。

近隣の関係者に説明するのに、それほど負担のかかるものではないと思いますが、再度お尋ねします。関係者に事前説明はないのですか。

以上です。以上、私、3点質問して終わります。よろしく答弁のほど、お願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 私のほうからは、後藤議員からの1点目のお尋ね、観光行政について答弁をさせていただきます。

幾つか、3点ほどお尋ねがありましたが、まず最初に本町の観光振興につきましては、観光協会や商工会、地域の各種団体との連携を図りながら推進しております。特に観光協会においては、従来は会長を町長が務めておりましたが、平成23年からは民間の方が会長となられ、企画部、宣伝部、おもてなし部を設けて活動が行われております。本年度は、地方創生加速化交付金を活用し、議員の御質問にもございましたように、外国人を誘客する施策や観光イラストマップの作成、サイクリングイベントなどにも積極的に取り組まれております。

一方、町におきましては、現在観光資源が十分に活用し切れていないなど、戦略が絞り切れていないため、観光基本計画の策定を行おうとしているところでございます。昨年度は観光資源ブラッシュアップ事業を実施し、基礎的な情報の収集や垂井町内外の人のアンケート調査、及び観光の担い手となり得る人のワークショップを開催し、持続可能な観光地への第一歩を進めたところでございます。本年度は、これらの成果を活用し、関係者の役割分担の明確化や、各種事業の優先度を決めていく中で、具体的な目標値を定めた観光基本計画を策定いたします。

そこで、第1点目のお尋ね、4年後の垂井町の入り込み客数の目標についてでございます。これは東京オリンピックを見据えて外国人の来訪も期待した目標数値のことをお尋ねかと思いますが、これについては現在目標値は定めておりません。本年度作成する観光基本計画に目標

値を定めることを検討してまいりたいと考えております。

外国人の誘客についてでございますけれども、現在観光協会において、外国人用のパンフレットを作成中でございます。これは、単に印刷会社とかコンサルタントに委託して日本語版を外国語に翻訳するのではなく、町内在住の方々で外国人の文化とか外国人の気持ちを理解した人が、外国人の立場になって垂井町の観光資源について興味が湧くような内容のパンフレットとなるよう検討されているところでございます。

続きまして、観光スポットへの誘客方法についてでございます。

観光協会ホームページにおいて、観光地を回るルートをはっきりとわかるようにしてはどうかという内容のお尋ねでございますけれども、確かに今の観光協会のホームページの地図は、大まかな位置しか示されておらず、わかりにくいものでありますので、早速街角案内の会などと観光協会が連携を図り、身近なコースをわかりやすく周遊できる地図の作成を検討していただきたいというふうに考えております。

次に、観光案内所に土産品を置いてはいかがかというお尋ねでございます。

現在、垂井駅前観光案内所の特徴は、美濃路関係の関係市町の情報や中山道17宿関係の情報、あるいは北伊勢、西美濃関係の情報など、広域的な情報を発信することにより、垂井町だけを訪れる方ではなく、広域的な範囲の中から垂井町も選択していただくこと。あるいは広域的に見て、例えば桑名へ来た人を垂井町へ引き寄せようとか、そういうようなことに着眼して活動をされております。

食べ物を置いてはどうかということでございますけれども、これにつきましては、衛生的な課題や消費期限の問題が生じてまいります。案内所への来場者数も増加傾向にはあるものの、これらの課題や問題を考えると、現段階ではやや不安があるため、事業者においても踏み切れていないのが実情でございます。

したがって、案内所においしい垂井という飲食店や土産品を紹介したパンフレットを置いて対応しているところでございます。

次にイベントについての考え方についてでございます。

ふれあい垂井ピアのあり方について、町民や企業、商工会が中心のイベントと考えてはどうかという御提案でございます。

ふれあい垂井ピアは、平成元年から始まったイベントで、本年も11月5日と6日に開催を予定しております。推進体制としましては、広く住民の参加を求めながら推進するため、町長が会長となる実行委員会組織のふれあい垂井ピア推進協議会が主体となって開催しております。その現状は、各種参加団体の代表者や公募の委員から出た意見をもとに、町職員でつくる庁内調整会議で具体化し実施するものでございます。

自分たちが参加するイベントを自分たちで企画することは、よりだいご味があり、ユニークなイベントになることが期待できます。もちろん行政がそれに大いにかかわることも必要ですが、議員御提案のように、さまざまな主体がみずから企画段階からかかわることができるよう

検討してまいりたいと考えております。

このことは過去にも取り組もうといたしましたが、イベントを開催することはアイデアを出すということだけではなく、費用と労力が伴います。この費用と労力を引き出すことが最大の課題と考えております。

以上、後藤議員からの観光行政についての答弁とさせていただきます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課まちづくり推進室長 水野忠宗君。

〔企画調整課まちづくり推進室長 水野忠宗君登壇〕

○企画調整課まちづくり推進室長（水野忠宗君） 私のほうからは、後藤議員の御質問、大きく2点目の自治会要望への対応について答弁をさせていただきます。

1点目の自治会要望に対する処理をどのようにされているのかについてでございます。

自治会要望に関しまして、毎年9月末までに次年度対応に関する各自治会からの要望を各地区連合自治会にて取りまとめをいただいております。取りまとめをいただいたものを町長に要望書として提出をいただいております。各地区連合自治会からの要望並びに取りまとめた資料を各課に配付、各課では現地調査を実施した上、次年度予算にて対応するための検討を行います。

検討としましては、特に住民生活に大きな影響があるものなどや危険性、緊急性など、現地の状況を確認した中で担当課が予算計上するものでございます。

また、要望の内容によりましては、県や国、あるいは事業者等へ自治会からの要望をお受けし、当事者へお願いしているものでございます。

町では、新年度予算で対応できるもの、できないものを整理しまして、新年度予算確定した後に要望事項の1件ごとに対応や回答、回答課名を付し、地区連合自治会長へ回答しております。

今後、各自治会の皆様への回答書の内容周知につきまして、7地区の連合自治会長で組織する連合自治会連絡協議会と検討協議しまして、少しでもギャップが埋まるように進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして2点目の様式の統一化についてでございます。

以前、この7地区の連合自治会長で組織します連合自治会連絡協議会においても統一様式の話もございました。既に連合自治会や自治会で様式を作成しているところもあり、あえて統一様式とはしておりません。ただ、サイズについてはA4様式として統一をしているところでございますが、議員が御指摘のように、各自治会がさまざまな様式であり、要望受け付け後の処理がかなりの時間を費やしているのが現実でございます。各課が整理しやすいように、場所や位置が特定できるように統一した項目というところについても今後連合自治会連絡協議会と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、内容の不明なものや場所が特定できないものにつきましては、要望さ

れました自治会長や連合自治会長に内容を確認した上で進めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 町田正博君。

〔上下水道課長 町田正博君登壇〕

○上下水道課長（町田正博君） それでは後藤議員の第3点目、ユニチカ前の下水管布設工事の住民や企業、事業主の方への事前説明についてのお尋ねにお答えをいたします。

今回の下水道管布設工事は、町道垂井綾戸線の垂井東地区における垂井第1幹線の推進工事であり、工期といたしましては両工区とも来年の2月28日まででございます。

さて、この町道垂井綾戸線は、交通量の多い産業道路的基幹道路でありまして、沿道には企業など多くの方が事業を営んでいらっしゃいます。工事を安全確実に進めるためには、こうした方々の御理解と御協力が大変重要となります。

そこで、工事の周知方法でございますが、まず広報の9月号におきまして工事箇所図を掲載し、お知らせをいたしました。垂井と東地区まちづくり協議会や周辺自治会長様には、「上下水道工事着手のお知らせ」と題しました文書に工事箇所図を添え配付し、住民の方には同様の文書と図面を自治会で回覧させていただきました。

町道沿いの企業や医療法人など、多くの事業者様には、個別でお知らせ文書を配付いたしましたし、工程が決まり次第、施行業者とともに事前に工事内容の説明に伺う予定をいたしております。また、立て坑を掘削する現場周辺の住民の方にも、個別に訪問しお知らせしたいと考えています。さらに工事の進みぐあいによりましては、随時説明に伺う予定をしております。

沿道には通行規制の状況を説明する標識をなるべく早期の段階で設置できるよう、施工業者とも調整をしております。

今後、工事の内容により、個別に周辺への影響を十分考慮し、事前周知の方法を慎重に検討してまいります。

なお、この工事によりまして、通行は片側交互通行に規制され、半年ほど御不便をおかけいたします。工事が安全確実に完成するよう努力してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 再質問をさせていただきます。

まず再質問の前に、町長に私は答弁を願っているんですが、2回目で必ず、前回の議会よりからずうっと2回目で答えられて、パターン化されているような感じでございます。

議会は議論の場であり、私たち議員が尋ねているのは町長の考え方でありまして、それを思いもなく、パターンでパターン化されてしゃべられると、ずうっと機械的に答えられているようにしか思えません。議論の府である思いを私は再度感じたわけでございます。

それでは再質問をさせていただきます。

まず、観光行政についての4年後の目標はとお尋ねしましたが、何も定めていないと。どうするんでしょう。検討っていつ検討されて、何を検討するんですか。目標を決めるのにそんな検討なんか必要ないと思う。もう4年後にオリンピックの年にこれだけ多くの外国人が入ってくるのはチャンスだと思うんです。まだ全然それに定めていない、目標もない。どうするのかというのが非常に観光行政、あれだけ国から県から言われていながら、一つの目標を持つべきでないでしょうか。この部分をどう検討するのかお答え願いたいと思います。

それから観光地図、ホームページに早速地図も入れてもらうようにという答えで、これはありがたいと思います。早速お願いしますが、私がもう1つ思う観光ルートの、パンフレットでは時々見るんですが、パンフレットに北ルート、南ルート、そういったものをもっと大きくに駅前の上がったところとか、そういったところへ観光ルート地図を入れたらどうかということも具体的にはちょっと質問しなんでしょうが、そういったものも含めて、ルート、観光、垂井は40もあるんですから、北、南、どこを回ってもこれだけの観光があるんだというのを示したらいいかなと思いますので、その部分を検討いただけたらいいかなと思いますので、その部分も質問いたします。

それから、町長は西美濃の会で海外も行かれて、観光研修というか、観光の参考にするために行っているとお聞きしているんですが、そうしたものの海外の観光地といったものを、垂井町にとか西濃地区に何か具体的に入れられるという具体的な話はないんでしょうか。行って見てただけなのかどうか、そういったことがあれば参考に、そうしたら目標も出てくるんでないかなと思いますので、その点お尋ねいたします。

それから統一化も、これから統一化等についてはやっていただけるということですので、1つだけ、464件のまとめた結果なんですけど、あと少しちょっとお尋ねするんですが、この要望書があれば現地調査に行っているというふうにお答えになられたんですが、464件全部現地調査に分かれて行っているのかどうか。現地調査というのは大体、地図に写真にあるのに、行かなくてもええところは行かなくてもいいと思うんですよね。それを現地調査に行かれているというから、全部行ったんかどうかというのが気になりますのでお願いいたします。

それから3点目のユニチカ前下水管布設工事について、なぜ私がこういったことをしつこく聞くかといいますと、20年前、議員になったすぐでございまして、ユニチカ前の歩道整備工事の話がありました。それで、役場の方が行って工事を始めます。それでぱっぱと立てようとしたわけです、看板か何か。そうしますと、3日ぐらい後に住民からの反対署名、前の19名が反対署名を書いて工事がストップになってしまったという経歴がございまして。その反対署名を取り消すのに、大分時間もかかって、いろんな話を聞いてみますと、あそこはやはり店とかそういったところが多いから、歩道をつくるのに縁石、固定どおりそうつくられて、30個に1個のグレーチングでは足りませんよとか、そういった問題とか、排水の位置の問題とか、道から流れてくるグレーチングの数とか、そういったものがいろいろ要求があるのに聞いてくれなかつ

たということで、その当時の議長さんと課長さんが再度説明に行って、それで取り消しをして再開されたという流れがあるわけです。だから、ストレートにぼんといけば、本当に企業の中で困っている方がおられるのです。

だから、再度確認いたします。まとめてやらなくても、先ほど個別訪問でそういった近くの人のところには行くということですので、必ず行って説明をしていただくことをお願いとともに、確認の質問とさせていただきます。必ず説明させていくようお願いして質問といたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず冒頭に議論の府ということについての御発言でございまして、そのことについてお答えをさせていただきますと思います。

質問書にも町長にというような形がよく出てまいりますけれども、皆さんがお求めになるのは、それぞれの発言をどう町政に生かしていくのか、どう実現していくのかということにかかわるわけで、そのことに対するすり合わせというのは、ここに臨む前に皆さんから一般質問の通告があった時点で課長会議を招集し、それぞれ意見集約を図り、町として統一見解を持って臨んでいるものでございます。したがって、それぞれ課長が述べていることは、町の思いとして受け取っていただきたい。その上で、まず足りない部分があれば私が出てくるという対応でございます。

それと、何かシステム化されておるといような御発言でございましたけれども、決してそういうことではなくて、当然質問の内容によりましては私が最初から出ていかなければならない質問もございます。そういったときには真っ先に出ていく必要がありますし、決して全て、私は後から出ていくという体制をとっているわけではございませんので、そこら辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

まず、やはり一般質問を通じて、皆様方が何を望まれるのか、何を實現しようとするのかというのが一番大事ではないかなというふうに思います。そのことに対して、我々行政側はしっかりと応えていきたいという思いで答弁に立っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

続きまして、インバウンドの目標検討に時間は必要ないという大胆な発言でございますけれども、やはりさまざまな条件を考えると、要するにオリンピックイヤー、2020年にどれくらいの人があるのかと考えるのは、いろんな検討をする必要があると思います。それを今ここで希望数値を出すなら幾らでも出せますけれども、希望数値ではない、やはり現実味のある数値を求めていこうとすると、ある部分の検討時間は必要ではないかなというふうに思うところであります。

特にこのインバウンドに関していいますと、さまざまな要件が絡んでまいります。3つ目に

ありました広域観光の成果ということについても関係してくるわけでありますけれども、今回も8月にタイのほうに行かせていただきました。その前は台湾、香港と行ったわけでありますけれども、やはり現地に行くと、旅行の情報をどうやってとるかということが全く違うということがわかります。それと、先ほど担当課からパンフレットの話をしました。英語のパンフレットをつくるのに、今日本でつくってあるやつを単に英語に直すだけでは、恐らく外国の方には全然意味がない。外国の方の関心のある形でパンフレットをつくることにおいて、初めてそのパンフレットの意味が出てくる。まさにその部分を今取り組もうとしております。こちら辺は、今までいろんな海外へ出て勉強してきたことの成果の一つのあらわれではないかなというふうに思います。

そして、海外のお客様は、団体客と個人客に分かれますけれども、国によってその構成が違います。この間行きましたタイなんかは、個人客が8割ほどになっておるといような状況で、台湾なんかは今のところ団体と個人が半々ぐらい、若干個人がふえてきたかなというようなどころでございまして、どういう形で情報発信をしていくかということは、これから大きな課題になりますし、この部分で単に垂井町だけが外に向かって情報発信するのではなくて、中部地方整備局の関係で昇竜道というのをやっておりますけれども、このエリア全体を通じて海外に打って出る、あるいは情報をする。その中で、リピーターが前に行ったことのない垂井、あるいは関ヶ原、こういうところに興味を持ってもらったときにいかに引き寄せるか。そのためにどういった施策を打っていくかということを今一生懸命考えておるところでございまして、まさにずうっと今までのことがつながっておる中で観光というものは生きておると思います。

それと、観光について考えるときに、議員もおっしゃいましたが、雇用の創出という言葉が使われましたけれども、まさに観光は単に人が来るだけではなくて、そこにいかに金を落とすしていくか、皆さんが、住んでいる方が来ることの一つのプラスになっていくかということだと思います。このことを考えていくときに、観光というものは、単に人を呼べればいいのではなくて、その住む人がいかに観光にかかわっていくかということが、前からもお話をしていると思いますけれども、とても重要なことになってまいります。そこに住む人が観光客の拒絶をしたならば、観光として成り立ちません。そこに住んでいる方が観光客を受け入れ、ようこそおいでいただきましたとおもてなしの気持ちを発揮できる体制をいかにつくっていくか。残念ながら、今それが十分であるとは思えません。そこからこれをこれからいかに醸成していくかということがこれからの観光行政の大きな課題の一つではないかなというふうに思っております。

そういった部分で、細かいルート地図とか何かはつくるといことは必要かもしれませんが、先ほど言いましたように、おいでになる方の観点に立った地図というものも必要になってくると思いますので、そういった部分でしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

それから自治会要望に関して、全て現地へ行っているわけではございません。要望を出していただいて、地図とか写真とかである部分判断できるものについては、電話で確認する等はご

ございますけれども、わかりにくいものについて現地で立ち会っていただいたり、説明を受けたりする中でやっておるわけでありまして、全部が全部現地へ出向いているということではございませんけれども、極力現地の状況をしっかり把握した上で対応しておりますので、その部分については御安心をいただきたいというふうに思います。

それからユニチカの工事について、20年前の事業のことについての議員が原点的な思いとしておっしゃった部分かと思いますが、20年前と現在ではやはり工事の進め方も格段に違っておりまして、説明でありますとか周知についてはしっかりとしておるところがございます。今回も自治会、あるいは企業等、広報中心でありますけれども、広報がないところについてはやはり直接出向いて説明をしなければなりませんし、産業幹線道路という形であれば、当然町内全域にも影響を及ぶところがございます。そういった方々に対しては、やはり広報等が有効な手段として働くと思いますし、ある部分、自治会の中での回覧等を通じる中で、地元の方、そして企業の方はなかなか広報とか回覧を見る機会がございませんので、実際に説明に出向くと。そういった何層にも重なる事前説明ということに十分意を尽くしておりますので、今後またもしそういった説明において何か不備、あるいはお気づきになる点がございましたら、御指摘をいただきたいと思いますが、一生懸命やっておるつもりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後3時07分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 江 上 聖 司

会議録署名議員 中 村 ひ と み

